

第6次一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

泉 大 津 市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ及び諸計画との関係	2
3 計画範囲、期間	4
第2節 地域特性	5
1 泉大津市の特性	5
第2章 ごみ処理基本計画	6
第1節 ごみ処理の基本方針	6
1 計画の基本的な考え方	6
2 基本理念	6
3 ごみ処理の基本的な方向性	7
4 ごみ処理の目標設定	10
第2節 ごみ処理事業の概況	12
1 現状のごみ処理システム	12
2 第5次計画の検証	27
3 現状のごみ処理システムに係る課題	34
第3節 計画収集人口、ごみ量の将来予測	38
1 計画収集人口の将来予測	38
2 排出ごみ量の将来予測	40
3 事業系ごみ量の将来予測	42
4 今後のごみ量の推移	44
第4節 ごみ処理の基本目標と基本施策	46
1 資源循環型の地域づくりに向けた基本目標と基本施策	47
2 資源循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策	56
3 資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策	60

第3章 生活排水処理基本計画	65
第1節 生活排水処理の基本方針	65
1 計画の基本的な考え方.....	65
2 生活排水の数値目標.....	65
第2節 生活排水処理事業の概況	66
1 現状の生活排水処理システム.....	66
2 第5次計画の検証.....	70
3 現状の生活排水処理システムに係る課題.....	72
第3節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測	73
1 生活排水処理形態別人口の将来予測.....	73
2 し尿・汚泥発生量の将来予測.....	74
第4節 生活排水処理の基本施策	75
1 自然環境への負荷の低減.....	75
2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	76
3 緊急時の生活排水処理.....	76

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国では、大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直す必要性から、これまで3Rの推進に取り組んできました。加えて、人口減少・少子高齢化、それに伴う地域の衰退等の課題を踏まえ、地域循環共生圏による地域活性化にも取り組んでいるところです。一方で、地球規模では海洋プラスチック問題や食品ロス問題など、新たな環境課題が顕在化しています。

こうした状況を受け、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

さらに、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、これに伴い令和7年2月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が全面的に変更されるなど、現状の課題に対応するための法改正や関連法令・計画の整備が進められています。

泉大津市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に「第4次一般廃棄物処理基本計画」を、令和3年3月には「第5次一般廃棄物処理基本計画」（以下「第5次計画」という。）を策定し、市民及び事業者の協力のもと、一般廃棄物の減量化と適正処理の推進に計画的に取り組んできました。

本計画は、第5次計画の策定から5年が経過し、その間の社会経済環境の変化を踏まえ、長期的かつ総合的な視点に立ち、持続可能な循環型社会を構築するため、この度、一般廃棄物処理行政に係る基本方針を改定するものです。

本計画の基本方針は、第5次計画の理念である「持続可能な循環型社会の構築」を継承し、その実現に向けて市民・事業者・行政の三者が協働しながら、行政が実施すべき施策を長期的かつ総合的に整理・提示するものです。

また、生活排水については、より良い水環境の保全に向けて、適正処理の取組として下水道施設等の整備を引き続き進めていくものとします。

なお、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月）」の規定に基づき策定するものです。

2 計画の位置づけ及び諸計画との関係

本計画は、本市の上位計画である「第5次泉大津市総合計画」（以下「総合計画」という。）や「泉大津市第3次環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）において定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものです。

また、ごみ処理及び生活排水処理を長期的かつ総合的な視点から計画的に推進するための基本方針でもあります。「ごみ処理基本計画」は、ごみの排出抑制や適正処理等に関する必要な事項を定めるものであり、「生活排水処理基本計画」は、生活排水の処理方法及びその処理過程で発生する汚泥の処理に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国及び大阪府が定める各種関係計画等を遵守するとともに本市の下水道計画及び泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理基本計画との整合性を確保します。

計画の位置づけ及び関連計画との関係は、図 1-1-1 に示します。

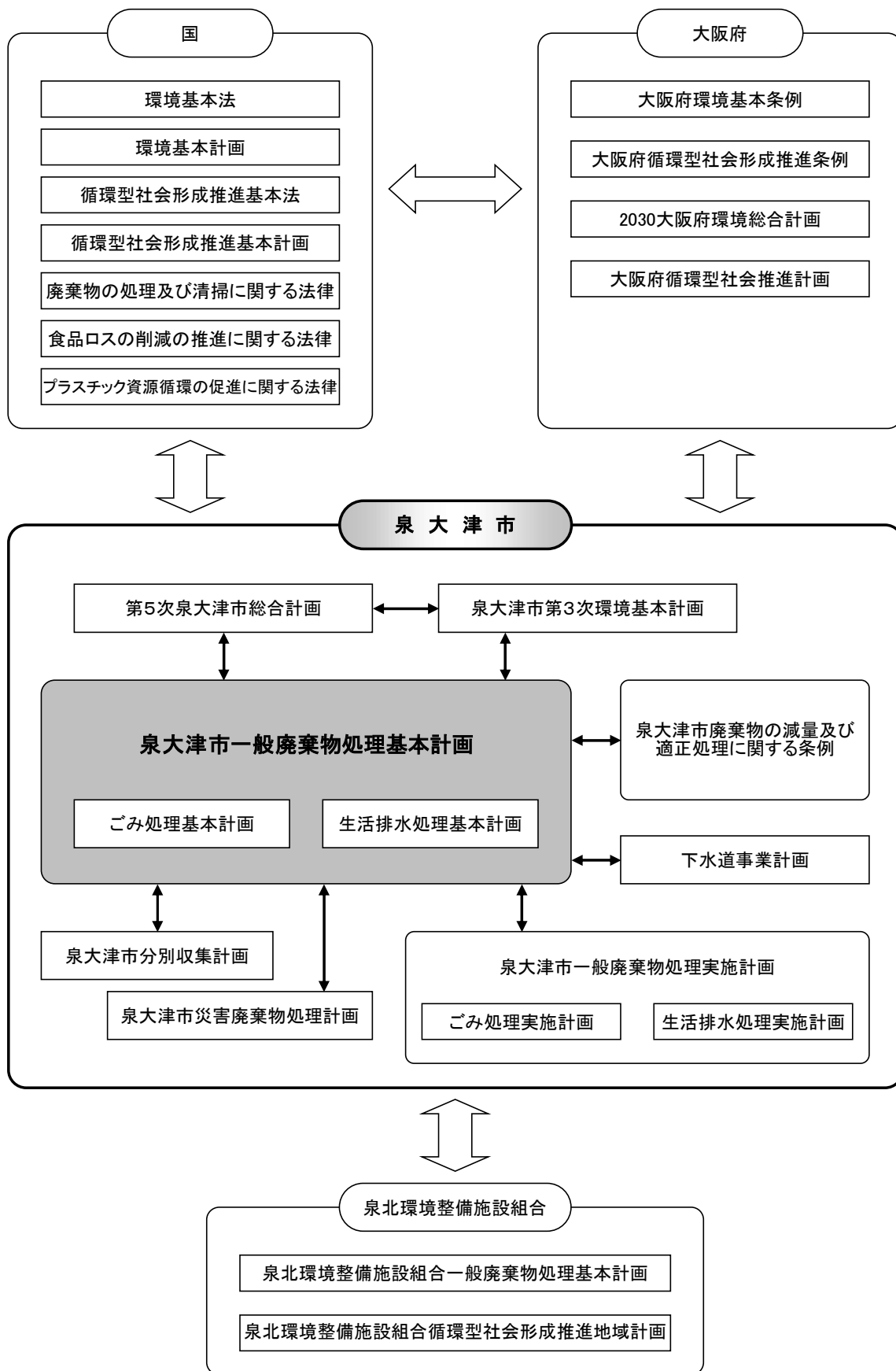


図 1-1-1 計画の位置づけ及び関連計画との関係

3 計画範囲、期間

(1) 計画範囲

本計画の対象範囲は、本市の行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。なお、生活排水にはし尿・浄化槽汚泥を含みます。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度及び令和17年度を中間目標年度、最終目標年度を令和22年度とします。また、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づいて、概ね5年ごとに計画を改定します。

さらに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて計画を見直すものとします。

中間目標年度：令和12年度、令和17年度

最終目標年度：令和22年度

第2節 地域特性

1 泉大津市の特性

本市は大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市及び和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と接しています。西北部は大阪湾に面し、六甲山や淡路島を望むことができ、大阪湾をとりまく臨海都市群を形成しています。

地形は、市内全域がほぼ平坦であり、全域が市街化区域に指定されています。気候は、瀬戸内性気候に属し、年平均の気温は18度程度と温暖で、冬季に氷点下になることは比較的少なく、年間降雨量は約1,400mmとなっています。

市制施行当時の市域面積は8.20 km²でしたが、その後の市勢の発展や臨海部の埋め立てにより、現在の市域面積は14.33 km²で、東西約5.4キロメートル、南北約5.5キロメートルへと拡大しています。

人口の推移は、令和7年11月1日現在の人口は72,386人、世帯数は36,009世帯となっています。

本市の産業構造については、従業者数は全産業合計で27,677人（令和3年6月1日）であり、第3次産業が約80%を占めることが特徴です。業種別では、卸売・小売業が約23%で最も高く、次いで、運輸、郵便業、製造業の順となっています。

土地利用状況は、令和6年1月1日現在、宅地が約66%、雑種地が約31%となっています。

下水整備の状況は、令和6年度末現在、整備面積が948.1ha、整備人口が70,581人となっています。また、水洗化人口は64,013人、水洗化率は90.8%となっており、人口普及率は97.3%となっています。

※下水道整備状況の水洗化率、普及率については整備人口比率となっています。

※地域特性に関するデータは、最新資料より抜粋しています。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1 計画の基本的な考え方

本市では、これまで令和3年3月に策定した第5次計画に基づき、「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念として、ごみの減量化・再資源化に取り組んできました。

近年、国において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行をはじめ、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく、「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び「国の基本方針」、さらには「廃棄物処理施設整備計画」が制定・見直しされるなど、制度面の変化が進んでいます。

加えて、大阪府や本市における各種計画の改定、社会経済情勢の変化等により、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化しており、第5次計画の見直しが必要となっています。

本計画では、これまでに市民・事業者・行政が積み重ねてきた成果を踏まえつつ、第5次計画で掲げている「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を継続し、より一層のごみ減量化及び適正な処理・処分を推進します。そのため、市民サービスのさらなる充実、市民・事業者・行政の経済的負担のあり方、今後のごみ処理施設の整備構想を展望し、長期的・総合的かつ計画的な視点に立った一般廃棄物処理の基本的な方向性を定めることとします。

2 基本理念

本市の「第5次総合計画」は、まちの将来像「人と人とは繋がり紡ぐ未来輝くまち泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」を掲げ、その実現に向けて7つの基本目標を設定しています。その中の一つとして「みんなが住みよい環境が整っているまち」を位置付けています。

また、本市の「第3次環境基本計画」では、望ましい環境像として「身近な自然・環境を次世代へ引き継ぐ 持続可能なまち 泉大津」を掲げています。

これらの上位計画を踏まえて、本計画では、第5次計画に続き「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携を強化することで、ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理を推進し、環境保全を一層強化した持続可能な循環型社会の構築を目指すものとします。

3 ごみ処理の基本的な方向性

第5次計画の基本的な方向性を継承し、「資源循環型の地域づくり」、「資源循環型廃棄物処理システムの構築」及び「資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築」の3つを基本的方向性として掲げ、これらの取組を市民・事業者・行政が協働・連携して進めることで、基本理念である「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を目指します。

ごみ処理の基本的な方向性を図 2-1-1 に示します。

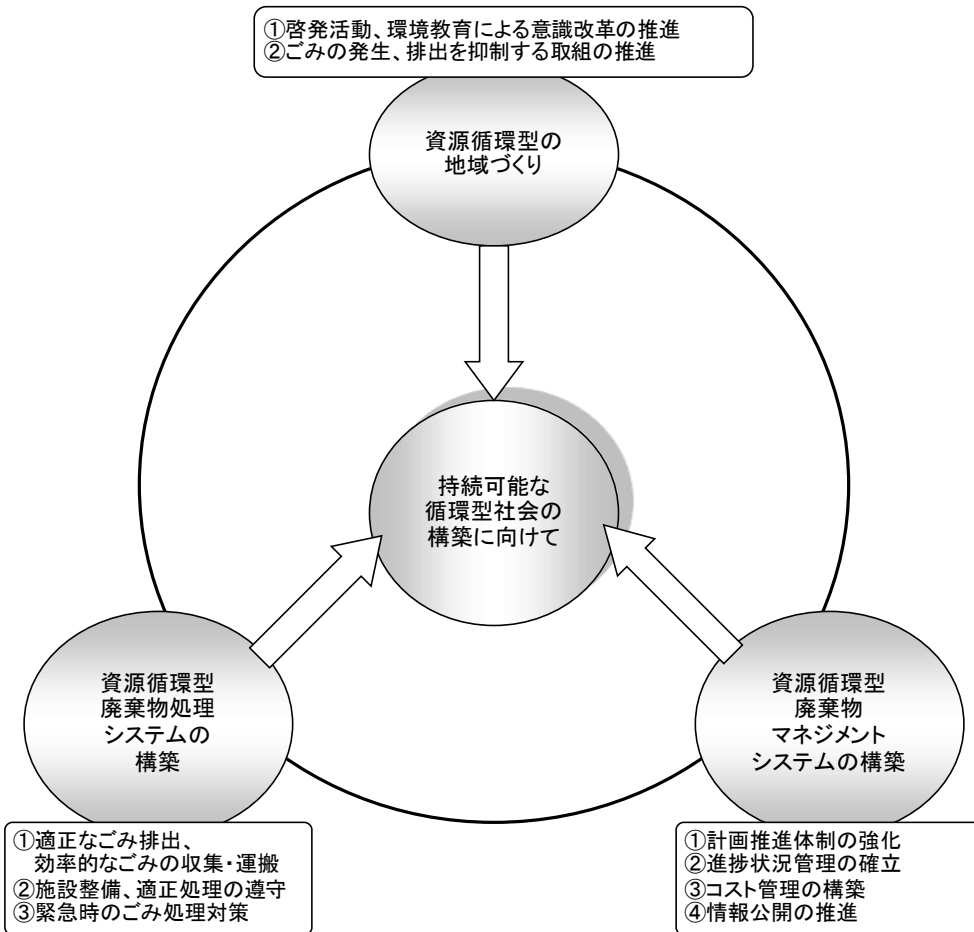


図 2-1-1 ごみ処理の基本的な方向性

(1) 資源循環型の地域づくり

ごみの発生・排出抑制を重視した4R（リフューズ：断る、リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）への取組を展開し、環境への負荷を低減した循環型地域社会を構築する。

① 啓発活動、環境教育による意識改革の推進

持続可能な循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で責任を自覚し、互いに協働することが重要です。

このため、循環型社会の実現に向け、ごみの減量、分別、リサイクルに関する情報を発信し、より多くの人々がさまざまな立場からいつでも参加できる仕組みや活動拠点を整備する必要があります。

また、環境教育として、市民や事業者が環境について学び、理解を深める機会を幅広く提供し、関心を高める取組が求められます。特に、未来を担う子どもたちへの環境教育は重要であることから、地域や学校と連携した環境学習の場を充実させ、その推進を図る必要があります。

② ごみの発生、排出を抑制する取組の推進

循環型社会形成推進基本法が平成13年1月に施行され、循環型社会の構築に向けては、ごみの発生抑制、排出抑制及び再使用が最優先の課題と位置付けられています。

一人ひとりがごみの排出者としての責任と自覚を持ち、環境に配慮した消費行動を実践することにより、ごみの発生抑制、排出抑制及び再使用を進める地域づくりが実現できるよう、具体的な取組を検討します。

(2) 資源循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム（選別、破碎、焼却処理等）、埋立処分というごみ処理プロセスを精査し、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然、地域環境に配慮した資源循環型廃棄物処理システムを構築する。

① 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬

一般家庭から排出されるごみや資源の安定的に収集・運搬作業を行っていくため、収集運搬体制の維持・見直しを行うとともに、地域ボランティア等による廃棄物の適正管理を含め、より効率的かつ効果的な収集体制の構築について検討します。

② 施設整備、適正管理の遵守

ごみ処理工程において、積極的な分別による資源物回収や、熱回収（サーマルリサイクル）を可能とする仕組みを整え、環境への負荷を軽減した運営を推進する必要があります。

また、再生利用ができない廃棄物については、公衆衛生の維持のため、適正な処理や埋立処分を行う必要があることから、最終処分場の延命化を図る取組も求められます。

③ 緊急時のごみ処理対策

緊急時のごみ処理については、泉州9市4町で締結した「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書」及び泉大津市地域防災計画並びに災害廃棄物処理計画に基づき、適切に対応します。

また、災害時に備えて職員研修等の実施を検討するとともに、感染症等の蔓延に備えた廃棄物処理のあり方について周知を図り、収集・運搬に係る体制の確保に努めます。

（3）資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

資源循環型の地域づくりや資源循環型廃棄物処理システムの取組に対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的で効果的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

① 計画推進体制の強化

環境負荷の低減を目的とした循環型の地域づくりは、適宜見直しを図りながら継続的に推進し、次世代へ確実に継承していく必要があります。そのため、本計画の進捗状況について、定期的な精査・検証を行い、計画推進体制の強化を図ります。

② 進捗状況管理の確立

定期的にごみの減量化、資源化等の実態を調査し、施策の効果を検証するとともに、目標達成に必要な施策展開を行います。

③ コスト管理の構築

効率的かつ効果的な施策展開を実現するため、経営的視点から事前・事後の検証及び評価を行い、適切なコスト管理の枠組みを構築します。

④ 情報公開の推進

ごみの減量化及び資源化施策を効率的かつ効果的に進めるため、市民や事業者に対して、啓発活動や情報公開を積極的に実施します。

4 ごみ処理の目標設定

(1) 目標設定の考え方

国においては、循環型社会の形成に向けた取組の進捗を把握する指標として、「循環型社会の全体像に関する指標」及び「循環型社会形成に向けた取組みの進展に関する指標」を設定しています。また、第五次循環型社会形成推進基本計画では、第四次計画で設定していた、ごみの総排出量、家庭系ごみ、事業系ごみ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量に関する数値目標は設定されていません。その代わりに、新たな指標として「1人1日当たりのごみ焼却量」が数値目標として設定しています。

本市においては、これらの国の動向を踏まえつつ、引き続き、今後取り組むべき減量化及び資源化の方向性を示すための目標値を設定します。

(2) ごみ減量化目標の設定

本計画におけるごみ減量化及び資源化の目標は、令和12年度及び17年度を中間目標年度、令和22年度を最終目標として設定します。

また、目標指標については、令和6年度を基準年度とし、「ごみ排出量」「家庭系ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」及び「排出段階における資源化率」について、1人1日当たりの量（事業系については1日当たりの量）を指標として設定します。

【減量化目標（令和22年度）】

- 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源・集団回収量等を含まない）排出量
令和6年度実績 384g/人日から20%以上削減した 303g/人日を目指します。
- 1日当たりの事業系ごみ排出量
令和6年度実績 20.85t/日から5%削減した 19.8t/日を目指します。
- 1人1日当たりの総ごみ（家庭系ごみ+事業系ごみ）排出量
令和6年度実績 823g/人日から5%以上削減した 776g/人日を目指します。

【資源化目標（資源化率）（令和22年度）】

- 排出段階における資源化率（排出段階）
令和6年度実績 17.2%に対し20%以上を目指します。

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝(可燃ごみ+粗大ごみ(集団回収、行政回収、資源ごみを除く))
÷人口、年間日数

※1日当たりの事業系ごみ排出量＝(可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ)÷年間日数

※1人1日当たりのごみ排出量＝(計画収集量+直接搬入量+行政回収量+集団回収量)÷人口、年間日数

※資源化率(排出段階):資源ごみ、集団回収量、行政回収の収集量による資源化率

(3) 国の将来目標の検証

国の将来目標と本市の令和6年度実績及び令和12年度の数値について、表2-1-1に示しました。

○ 国の将来目標

ア ごみ排出量に関する国の方針では、総ごみ排出量を令和12年度までに令和4年度実績から9%削減することが目標とされています。

本市の令和6年度実績は、令和4年度実績から8%削減となっており、わずかに目標には達成していません。

イ 家庭系ごみ排出量に関する国の方針では集団回収及び資源ごみを除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を、令和12年度に478gとすることが目標とされています。

本市の令和6年度実績で384gとなっており、国の減量目標を達成しています。

ウ 事業系ごみは、現時点で国の数値指標は設定されていません。

表 2-1-1 国の基本計画の将来目標との比較

項目	年度 単位	令和4 実績	令和6 実績	令和4 対比	令和12 中間目標	令和4 対比	国目標値	国の方針
		(基準年度)					令和12	令和12
計画収集人口	人	73,128	72,556	—	69,953	—		
年間日数	日	365	365	—	365	—		
有価物集団回収	t/年	1,596	1,243	-22.15%	1,277	-20.01%		
	g/人日	60	47	-21.67%	50	-16.67%		
家庭系ごみ	t/年	13,596	12,677	-6.76%	11,209	-17.56%		
	g/人日	509	479	-5.89%	439	-13.75%		
可燃ごみ (一般ごみ)	t/年	10,148	9,503	-6.35%	7,890	-22.25%		
	g/人日	380	359	-5.53%	309	-18.68%		
資源ごみ(行政 回収含む)	t/年	2,576	2,505	-2.74%	2,732	6.05%		
	g/人日	97	95	-2.06%	107	10.31%		
粗大ごみ	t/年	872	669	-23.34%	587	-32.69%		
	g/人日	33	25	-24.24%	23	-30.30%		
可燃ごみ+ 粗大ごみ	t/年	11,020	10,172	-7.70%	8,477	-23.08%		
	g/人日	413	384	-7.02%	332	-19.61%		478
事業系ごみ	t/年	8,510	7,878	-7.43%	7,499	-11.88%		
総排出ごみ	t/年	23,703	21,798	-8.03%	19,985	-15.68%		約9%削減 (R4比)
	g/人日	888	823	-7.32%	783	-11.82%		
焼却量(組合)	t/年	80,322	75,687	-5.77%	70,237	-12.56%		
	g/人日	703	671	-4.55%	642	-8.68%	580	

注) 総排出ごみ: 有価物集団回収等+家庭系ごみ+事業系ごみ

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

国目標値: 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)の目標値

国の方針: 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月)

削減割合は令和4年度比

第2節 ごみ処理事業の概況

1 現状のごみ処理システム

(1) 現状のごみ処理システムフロー

家庭系ごみは委託により収集・運搬しており、可燃ごみはごみ焼却処理施設において焼却処理を行い、資源ごみは資源化センターにおいて資源化処理、粗大ごみは粗大ごみ処理施設において破碎・選別等の処理を行っています。

また、ごみ焼却処理後に発生する残渣については、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖・大阪沖処分場）において埋立処分を行っています。

現状のごみ処理システムフローについては、図 2-2-1 に示します。

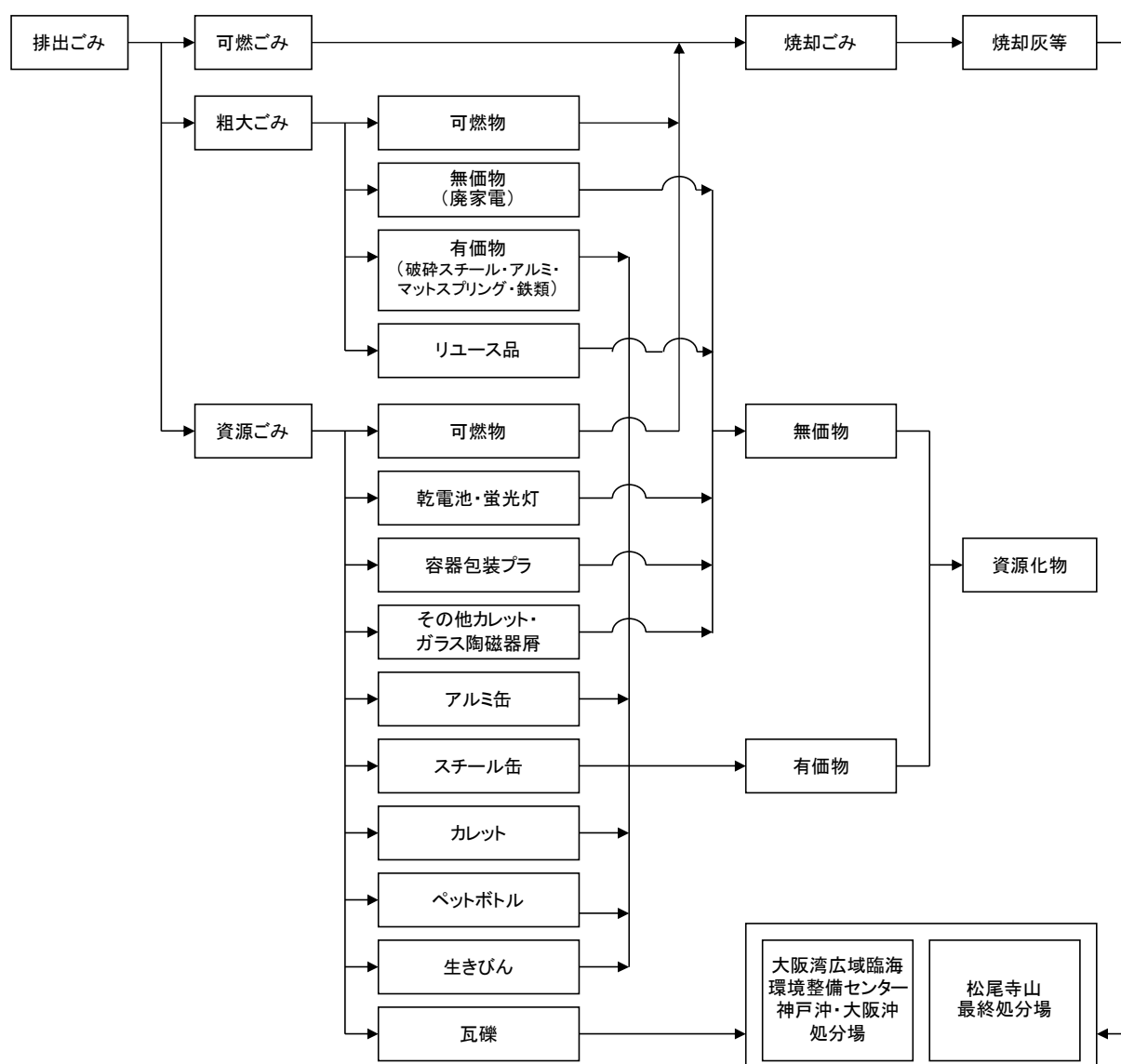


図 2-2-1 現状のごみ処理システムフロー

(2) ごみ減量化、資源化システム

① ごみ発生抑制の取組

ア レジ袋削減推進事業（泉大津市地域環境基金活用事業）

レジ袋削減については、広報紙、ホームページ、出前講座等を通じて啓発を継続するとともに、令和2年7月から実施されている全国一律の「レジ袋有料化」に合わせ、「マイバッグ利用の推奨」に努めています。

② ごみ排出抑制の取組

ア 家庭系ごみ収集の有料化（可燃ごみ、粗大ごみ）

ごみ処理に要する経費について市民がコスト意識を持ち、より一層の排出抑制に取り組むための動機付けとして、平成16年4月から粗大ごみの有料収集を実施しています。

また、ごみの減量化・資源化、市民負担の公平性の確保及びごみ処理経費の抑制を図るため、平成22年12月からは可燃ごみ収集の有料化（指定袋制）を実施しています。

導入当初の指定袋は、15L袋（15円/枚）、30L袋（30円/枚）、45L袋（45円/枚）の3種類でしたが、平成27年10月から7.5L袋（7.5円/枚）（いずれも販売単位は10枚入1セット）を追加しました。

有料化の導入から15年が経過した現在、可燃ごみ量は導入前の平成21年度と比較して、令和6年度で約34%（原単位で約29%）と減少しています。資源ごみについては、資源化センター「エコトピア泉北」の稼働に伴い、平成28年4月から容器包装プラスチックの分別収集が始まったことにより、資源ごみ量に大きな変動が生じていますが、直近5年間ではおおむね50～60%程度の範囲で推移しています。一方、有価物集団回収は50%以上減少しています。

さらに、可燃ごみの有料化による手数料収入は「泉大津市地域環境基金」として積み立て、同基金を活用してごみの分別・減量、環境教育の推進、低炭素社会の実現など、さまざまな環境施策に活用しています。

表 2-2-1 家庭系可燃ごみ等収集量の実績

項目\年度	平成21	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口(人)	77,616	74,095	73,466	73,128	72,921	72,556
年間日数(日)	365	365	365	365	366	365
可燃ごみ量(t/年)	14,374.10	10,777.28	10,743.93	10,147.86	9,818.89	9,503.23
平成21年度対比	—	-25.0%	-25.3%	-29.4%	-31.7%	-33.9%
(g/人日)	507.38	398.50	400.67	380.19	367.90	358.84
平成21年度対比	—	-21.5%	-21.0%	-25.1%	-27.5%	-29.3%
資源ごみ量(t/年)	987.75	2,509.11	2,496.64	2,576.03	2,593.90	2,505.48
平成21年度対比	—	154.0%	152.8%	160.8%	162.6%	153.7%
(g/人日)	34.87	92.78	93.11	96.51	97.19	94.61
平成21年度対比	—	166.1%	167.0%	176.8%	178.7%	171.3%
有価物集団回収量(t/年)	2,707.36	1,718.16	1,679.31	1,596.49	1,390.88	1,242.92
平成21年度対比	—	-36.5%	-38.0%	-41.0%	-48.6%	-54.1%
(g/人日)	95.57	63.53	62.63	59.81	52.11	46.93
平成21年度対比	—	-33.5%	-34.5%	-37.4%	-45.5%	-50.9%

注)平成22年12月1日より有料化、平成21年度対比:平成21年度実績値に対する各年度の増減比

g/人日:年間量(t/年)÷年間日数÷人口×10⁶

イ 有価物集団回収助成金交付制度（地域環境基金活用事業）

本市では、平成3年度に「泉大津市有価物集団回収助成金交付要綱」を制定し、市内の自治会、子ども会等の市民団体が自主的に回収した新聞、雑誌（雑がみ類を含む）、段ボール、古布及び紙パックの5品目の有価物に対して、助成金を交付しています。平成23年度からは地域環境基金を活用し、1kg当たり7円の助成金に加え、回収量に応じた回収参加金（回収量20トン以上：15,000円/半期、20トン未満：9,000円/半期）を交付することで、ごみの排出抑制を推進するとともに、市民のごみに対する意識向上を図っています。

令和6年度の回収実績は約1,243トンとなっています。

表 2-2-2 有価物集団回収の実績

項目\年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
回収量 (t/年)	新聞紙	703.65	662.80	598.75	517.57	441.52
	雑誌	504.24	478.39	469.06	383.02	334.63
	段ボール	386.71	399.03	408.51	382.95	372.52
	古布類	120.74	135.31	116.66	105.54	93.46
	紙パック	2.82	3.78	3.52	1.81	0.79
	合計	1,718.16	1,679.31	1,596.49	1,390.88	1,242.92
実施団体数(団体)	222	223	219	220	214	

注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

実施団体数は、前・後期の延べ数。

資料:市データ

ウ 生ごみ処理機等購入助成金交付制度（地域環境基金活用事業）

本市では、平成 18 年 5 月に「泉大津市生ごみ処理機購入助成金交付要綱」を制定し、一般家庭における生ごみ（厨芥類）の減量化及び資源化の取組を推進しています。平成 22 年度までは購入金額の 1/2（上限 25,000 円）を助成していましたが、平成 23 年度からは地域環境基金を活用し、購入金額（消費税等含む）の 2/3 に相当する額（限度額：40,000 円）の助成金と交付しています。これにより、生ごみの減量化を一層促進しています。

表 2-2-3 生ごみ処理機の助成実績

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	備考
生ごみ処理機	基	24	28	29	40	38	
	累計	394	422	451	491	529	平成18年度～
助成金額	円	685,000	711,000	914,000	1,325,000	1,332,000	
	生ごみ処理機	円	685,000	711,000	914,000	1,325,000	1,332,000

資料：市データ

エ 小型家電リサイクル推進事業（地域環境基金活用事業）

本市では、平成 28 年 4 月から、小型家電リサイクル法の認定事業者のうち、宅配便による戸別回収を実施する事業者に対し補助金を交付することで、経済的インセンティブを付与し、排出者の利便性を向上するとともに、ごみの減量化及び資源再利用を促進しています。

認定事業者：リネットジャパンリサイクル株式会社

表 2-2-4 小型家電リサイクル推進事業の助成実績

年度\項目	申込件数(件)	申込箱数(箱)	補助箱数(箱)	補助金額(円)	回収量(kg)
令和2	1,261	1,364	1,102	771,400	16,155
令和3	1,086	1,159	925	647,500	10,414
令和4	905	1,022	735	514,500	8,681
令和5	938	1,075	799	559,300	8,993
令和6	874	1,010	726	508,200	9,174

オ 4R推進事業（地域環境基金活用事業）

市内の小・中学生を対象に、4Rに取り組む事業所や施設の見学など、環境学習の機会を提供することで、廃棄物をはじめとする環境問題への関心を高め、循環型社会の構築に向けたごみ問題の解決意識を啓発しています。

カ 資源ごみ分別収集

本市では、昭和 59 年から資源ごみの分別収集を開始し、令和 7 年 4 月現在では、「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「かん・びん・乾電池・割れていない蛍光灯・水

銀体温計」「せともの・ガラス類・電球・割れた蛍光灯」「古紙類」の5分別12品目を対象としています。

キ ごみの分別排出の徹底化対策

市民に対して分別の徹底を図るため、分別大辞典を全戸配布するとともに、パソコンやスマートフォンで利用できる分別アプリを導入しています。

また、市の排出基準に合っていないごみには「注意シール」を貼付するなど、必要に応じて個別に啓発を行っています。

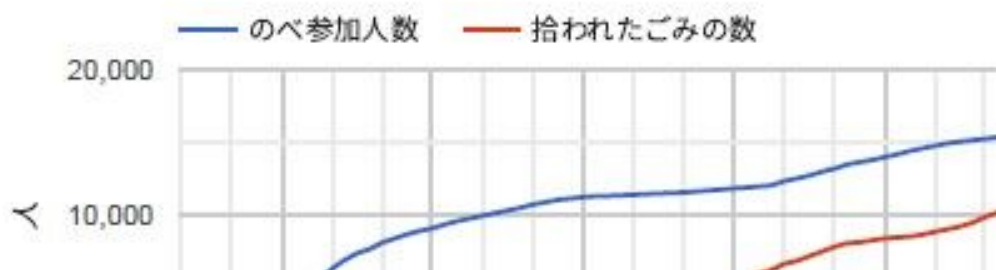
ク ごみの分別・減量化についての出前講座

市民に対し、ごみの分別・減量化に関する「出前講座」を実施しています。

ケ ごみ拾いアプリ「ピリカ」の導入（泉大津市地域環境基金活用事業）

本市では市内で行われるごみ拾い活動を把握し、その成果を「見える化」するため、平成30年9月から、ごみ拾いアプリ「ピリカ」を活用した泉大津市版管理ページ「きれいにしよか！いずみおおつ」を開設しました。管理ページでは、拾われたごみの個数や活動回数、参加者数などを一元的に収集し、地域の環境美化活動の実態把握をデータに基づく取組評価に役立てています。

泉大津市内のごみ拾い活動推移



コ ごみ分別アプリの導入（泉大津市地域環境基金活用事業）

平成30年10月より、ごみ分別アプリの運用を開始し、パソコンやスマートフォンを利用して、いつでもどこでもごみの分別方法や居住地域の収集日を確認できる仕組みを構築しました。

サ ごみの多量排出事業者への指導等

「泉大津市一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則」に基づき、多量排出事業者（月間5,000キログラム以上）に対し、「廃棄物の発生抑制、再利用、適正処理に関する計画書」の提出を求め、事業系一般廃棄物の処理について指導等を行っています。なお、対象となる市内の多量排出事業所は11事業所です。



シ 事業系ごみ収集の有料化

ごみの減量・分別の促進及び受益者負担に基づく適正かつ公平な負担を確保するため、事業系ごみの処分手数料を徴収しています。事業系ごみを排出する事業者は、市の収集運搬許可業者に支払う収集運搬料金に加え、指定袋制（45L 袋：70 円/枚、70L 袋：100 円/枚）を購入することで処分手数料を支払うこととしています。

なお、令和 8 年 8 月から指定袋の価格は 45L 袋：80 円/枚、70L 袋：120 円/枚改定されます。

ス 庁内のごみ分別収集

地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画に基づき、市自ら率先して排出抑制及び資源化に取り組むとともに、庁内において紙ごみの分別、裏面利用、再生紙の利用を推進しています。

③ ごみ発生、排出抑制の検討

ア 廃棄物減量等推進会議の設置

地域に密着したごみの減量化及び再資源化を推進するため、平成 9 年 10 月から民間企業・団体・公募市民・行政からなる「廃棄物減量等推進会議」を設置し、市民・事業者・行政それぞれの立場から意見を持ちより、施策に反映しています。

これまで、廃棄物減量等推進員会議においては、ごみの減量化や資源化、適正排出、環境美化の推進、さらには泉大津市地域環境基金活用事業に関する事項などについて、さまざまな意見をいただいています。

(3) ごみ分別排出システム

① 家庭系ごみ

家庭系ごみは、可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの 3 分別となっており、資源ごみは「A 容器包装プラスチック」、「B ペットボトル」、「C かん・びん・乾電池・割れていない蛍光灯・水銀体温計」、「D せともの・ガラス類・電球・割れた蛍光灯」、「E 古紙類(新聞・チラシ・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ(菓子、ティッシュペーパーの紙箱などの雑がみ類))」の 5 区分です。

平成 28 年 4 月から資源化センター「エコトピア泉北」が稼働を開始し、それに伴い資源ごみの分別区分を変更したため、資源ごみ量の実績に変動があります。

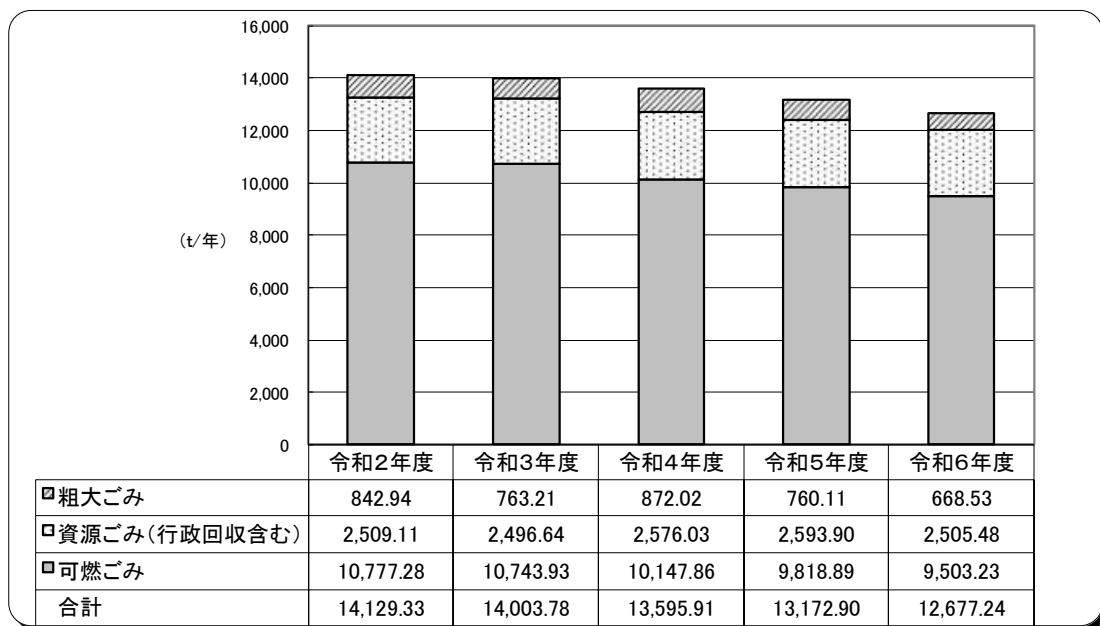
可燃ごみは、平成 22 年 12 月から市指定袋制（有料：15L・30L・45L）による戸別排出としており、平成 27 年 10 月から最小サイズの 7.5L 袋を追加しました。資源ごみは透明または半透明袋による戸別排出としています。

粗大ごみは、平成 16 年から電話申込制による戸別排出（有料：収集券方式）とし、手数料は種類や大きさに応じて 500 円または 1,000 円の 2 区分です。

排出頻度は、可燃ごみが週2回、資源ごみが品目別により週1回または月2～3回、粗大ごみは電話申込制となっており、収集・運搬はすべて委託で実施しています。

また、引越し、冠婚葬祭、植木の剪定等により臨時に多量排出するごみは「臨時ごみ」として有料収集しており、平成21年7月からは収集運搬料金とは別に、組合での処分手数料が必要となっています。ごみの直接搬入については、「一般廃棄物搬入申請書」の提出が必要であり、処分手数料は10kgにつき150円です。

なお、令和8年8月から50kgまで一律900円、50kgを超える場合は10kgごとに180円加算になります。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-2-2 家庭系ごみ排出区分別の実績推移

表 2-2-5 ごみ分別排出、収集、運搬

排出区分	排出品目	排出頻度	排出容器・排出方法	排出先	収集主体 収集車両	
収集するごみ	可燃ごみ	生ごみ、衣類、草・枝等、紙コップ、カバン、くつ、CD、ビデオテープ、プラスチックのおもちゃなど ※枝・木材等は、長さ1m、太さ10cm以内	週2回	指定袋(可燃ごみ専用袋) 7.5L袋:7.5円/枚 注1) 15L袋:15円/枚 30L袋:30円/枚 45L袋:45円/枚 ※紙おむつ、ストーマ用装具は、無料(透明又は半透明袋)	戸別収集	委託 パッカー車:27台 ダンプ車:6台 軽ダンプ:1台
	資源ごみA	容器包装プラスチック	週1回	透明又は半透明袋	戸別収集	
	資源ごみB	ペットボトル(本体)	週1回	透明又は半透明袋	戸別収集	
	資源ごみC	かん、びん、乾電池、びんのキャップ(王冠)、割れていない蛍光灯(LED除く)	月2~3回	かん、びん、乾電池は、透明又は半透明袋 割れていない蛍光灯は、割れないようにケース等に入れる	戸別収集	
	資源ごみD	せともの、ガラスの食器類、電球、割れた蛍光灯類など	月2~3回	透明又は半透明袋	戸別収集	
	資源ごみE	古紙類(新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、ティッシュペーパーの箱やお菓子の箱などの雑がみ類)など	月2回	品目ごとに紐で縛る	戸別収集	
粗大ごみ	タンス、テーブル、ベッド、布団、自転車、一斗かん、ブラインド、傘など ※小型粗大ごみ:フライパン、なべ、フォーク、ナイフ、スプーン、ハンガー(金属製)、傘、やかん、一斗かんなど ※掃除機、ドライヤー等は小型家電でリサイクル(有料)	電話申込	収集券(500円/枚)貼付 3辺の長さの合計 3m以内:1枚 3辺の長さの合計 3m超え:2枚 ※小型粗大ごみは45Lまでの透明又は半透明の袋(1枚) ※収集個数:6点/回まで	戸別収集		
臨時ごみ	引越しや家庭内の掃除、整理などにより臨時的に多量に生じたごみ	—	ごみ収集委託業者に依頼(有料) ・収集運搬料金 2t車1台:10,000円+(税)、2t車1台未満:査定額 ・処分手数料 2t車1台:7,500円(税込み)、2t車1台未満:査定額			
収集しないごみ	家電リサイクル法対象品	テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(本体・室外機)、洗濯機・衣類乾燥機等	—	販売店等に引き取りを依頼(有料:リサイクル料金) 販売店等が不明な場合は、ごみ収集委託業者に依頼(有料:収集運搬料金、リサイクル料金)、市内指定引取場所へ直接持ち込み(有料:リサイクル料金)		
	パソコン	デスクトップパソコン(ディスプレイを含む)、ノート型パソコン	—	PCリサイクルマークがついているものは、各メーカーによる回収・リサイクルサービスを利用。PCリサイクルマークのないものは回収再資源化料金が必要		
	携帯電話	携帯電話	—	携帯電話販売店による回収		
	収集、直接搬入できないごみ(例)	コンクリート、ブロック、瓦、レンガ類、洗面台、浴槽、風呂釜、ピアノ、消火器、医療器具、注射器、爆発物(火薬、花火、ガソリンなど)、バイク、バッテリー、タイヤ、自動車部品、液体の物(廃油、塗料、灯油)、建築廃材、パレット、業務用コピー機、ガスボンベ、ボーリングボール、農機具、業務用機器、パチンコ台など	—	専門の業者に処分を依頼		

注1) 7.5L袋は平成27年10月から追加。

※ 直接搬入ごみは、一般廃棄物搬入申請書を提出し、処分手数料として搬入量10kgごとに150円が必要。
 なお、令和8年8月から50kgまで一律900円、50kgを超える場合は10kgごとに180円加算。また、臨時ごみ処分手数料は2t車1台:9,000円、2t車1台未満:査定額となる。

② 事業系ごみ

商店、会社、事務所、工場などから排出される事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と資源ごみは、定期的に収集運搬許可業者が有料収集しています。粗大ごみについては、臨時収集として同許可業者が有料で収集しています。

可燃ごみは、平成 21 年 7 月から指定袋制（有料）としており、資源ごみは透明又は半透明袋で排出することとしています。家庭系と同様に、ごみの直接搬入については、「一般廃棄物搬入申請書」が必要であり、処分手数料は 10kg につき 150 円です。

なお、令和 8 年 8 月から 50kg まで一律 900 円、50kg を超える場合は 10kg ごとに 180 円加算になります。

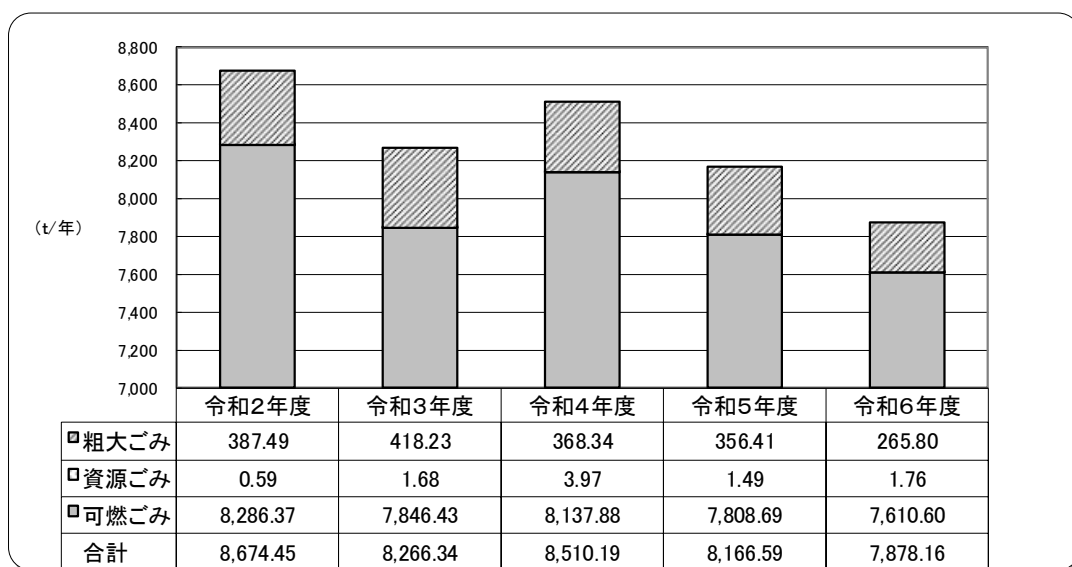
表 2-2-6 事業系ごみの収集運搬手数料等

排出区分	排出容器	収集運搬手数料(税込み)			収集主体
		個数	45L袋	70L袋	
可燃ごみ	指定袋	週2個(月8個)	550円/月	916円/月	許可業者
	45L袋: 70円/枚	週3個(月12個)	880円/月	1,430円/月	
	70L袋: 100円/枚	週4個(月16個)	1,210円/月	1,943円/月	
資源物	透明又は半透明袋(45L袋まで)	週5個(月20個)	1,540円/月	2,456円/月	
		以下週1個(月4個)増すごとに	330円/月	513円/月	
臨時ごみ	—	収集運搬料金 2t車1台につき: 10,000円+(税)/台 2t車1台に満たない場合: 査定額 処分手数料 2t車1台につき: 7,500円(税込み)/台 2t車1台に満たない場合: 査定額			

令和8年8月からの料金改定	
可燃ごみ排出容器	
指定袋価格	
45L袋:	80円/枚
70L袋:	120円/枚

臨時ごみ	
処分手数料	
2t車1台につき:	9,000円
2t車1台未満:	査定額

注) 直接搬入ごみは、一般廃棄物搬入申請書を提出し、処分手数料として搬入量10kgごとに150円が必要。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-2-3 事業系ごみ排出区分別の実績推移

(4) ごみ総排出量のまとめ

ごみの総排出量は微減傾向で推移しており、令和6年度では約21,800トンとなっています。

排出主体別にみると、家庭系ごみ、事業系ごみ及び有価物集団回収のいずれも、過去5年間で減少しています。令和6年度の内訳は、家庭系ごみが約11,900トン、事業系ごみが約7,900トン、有価物集団回収が約1,200トンとなっています。

また、ごみの種類別では、令和4年度以降、可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみのいずれも減少傾向にあり、令和6年度の実績は可燃ごみが約17,100トン、資源ごみが約2,500トン、粗大ごみが約930トンとなっています。

総排出量の実績推移については、図2-2-4及び図2-2-5に示します。

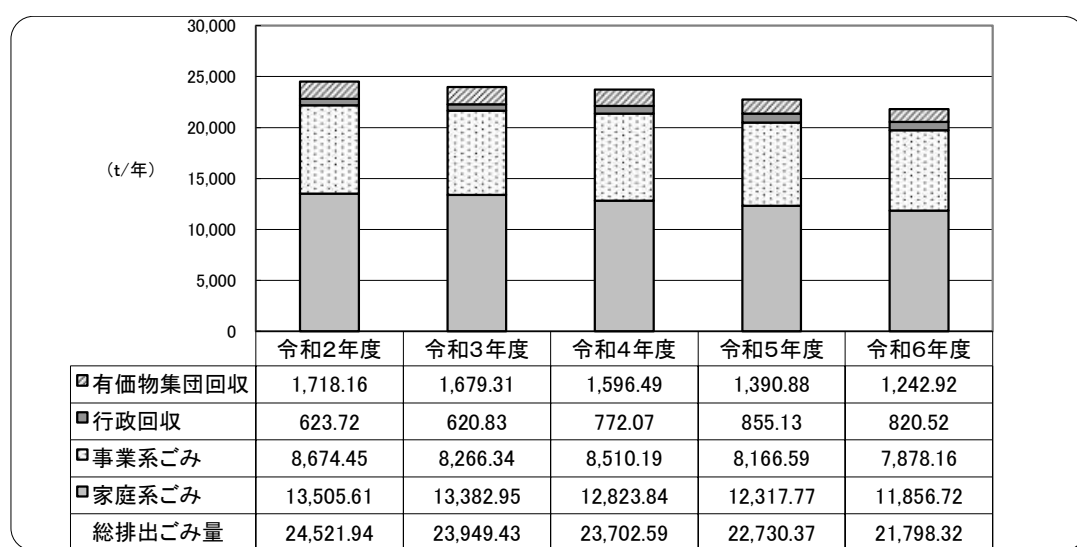
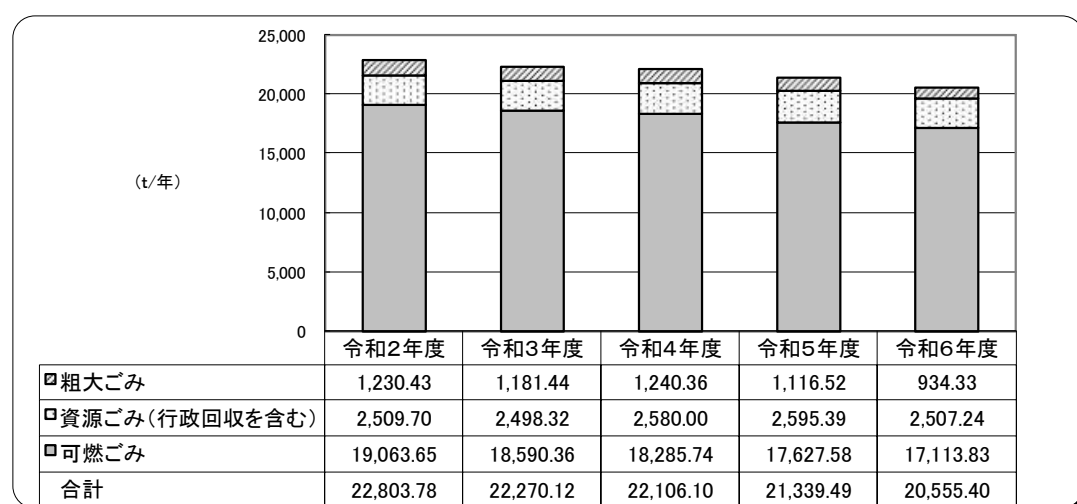


図2-2-4 排出形態別ごみ量の実績推移



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図2-2-5 ごみの種類別排出量の実績推移

(5) 中間処理システム（組合）

昭和 57 年 8 月に、資源ごみ小型選別処理施設の運転を開始しました。平成 3 年 3 月には、全連続燃焼式機械炉（5 号炉）が完成しました。

さらに、平成 15 年 3 月には、全連続燃焼式焼却炉（1・2 号炉）が完成し、あわせて粗大ごみ処理施設（40 t / 5 h）、発電設備及び灰溶融設備（60 t / 日 × 2 基）を設置しました。

灰溶融設備については、温室効果ガス排出量の削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止しました。また、全連続燃焼式炉（5 号炉）は、構成市のごみ減量化・リサイクルの推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5 号炉ピットを 1・2 号炉の予備ピットとして改修しました。また、従前の 3 炉運転から 2 炉運転へ縮小することで維持管理コストの削減を図るため、平成 25 年度から休止しています。

資源ごみ小型選別施設については、老朽化に伴い廃止し、平成 28 年 4 月より資源化センターを供用開始しました。

表 2-2-7 中間処理施設の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター				
所在地	和泉市舞町87番地				
土地面積	42,407.38㎡				
施設区分	ごみ焼却施設 1号炉	ごみ焼却施設 2号炉	粗大ごみ処理施設	ごみ焼却施設 5号炉(休止)	資源化センター (エコトピア泉北)
延床面積	25,967.08㎡			8,897.39㎡	3,182.13㎡
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	平成28年3月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)		併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別
処理規模	150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h	25t/5h
その他施設	計量棟 87.59㎡ 管理棟 2,053.60㎡		ストックヤード等 436.59㎡		
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段)51,000㎡/h ろ布414本 (2段)54,000㎡/h ろ布546本 ※発電設備 単気筒横置多段衝動式タービン 出力:9,300kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燦プール)へ温水送水 ※集合煙突(1・2・5号炉) 高さ:89m ※ごみピット容量:8,333㎡ ※緑地緩衝帯:7,263.79㎡		※不燃粗大ごみ 処理設備 高速衝撃剪断 回転式 22t/5h ※可燃粗大ごみ 処理設備 低速2軸回転式 18t/5h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置 →バグフィルター 装置 ※ごみピット容量 容量:4,600㎡ H25から運転休止	※処理能力 25t/5h 缶/ビンライン 17t/5h プラ容器ライン 8t/5h スチール・アルミ プレス機 容器包装プラ 圧縮梱包機 ペットボトル 圧縮梱包機

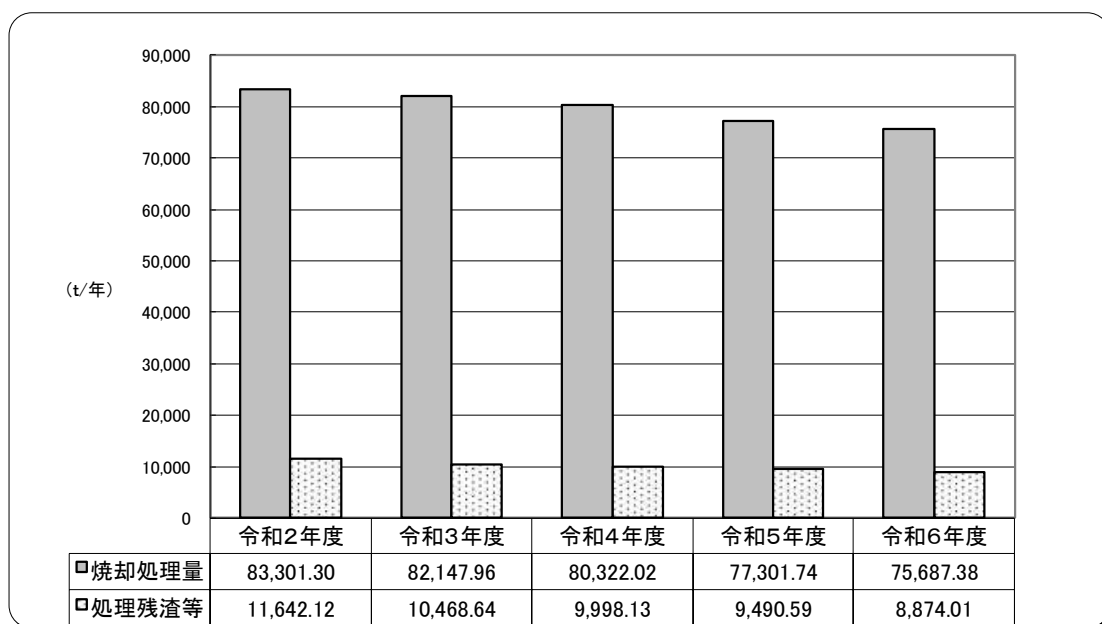
資料：令和 6 年度 組合事業概要

① ごみ焼却処理施設

家庭系及び事業系の可燃ごみを焼却処理しており、発生した排ガスについては、公害防止機器により有害物質及び有害ガスを除去しています。

また、焼却炉で発生する熱を利用してボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、センター内の冷暖房・給湯、隣接するプールへの温水供給に活用しています。さらに、蒸気タービンによる発電を行い、センター内の電力を賄うとともに、余剰電力については公共施設へ供給、売電しています。

ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移については、図 2-2-6 に示します。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 令和2～令和6年度実績 組合事業概要

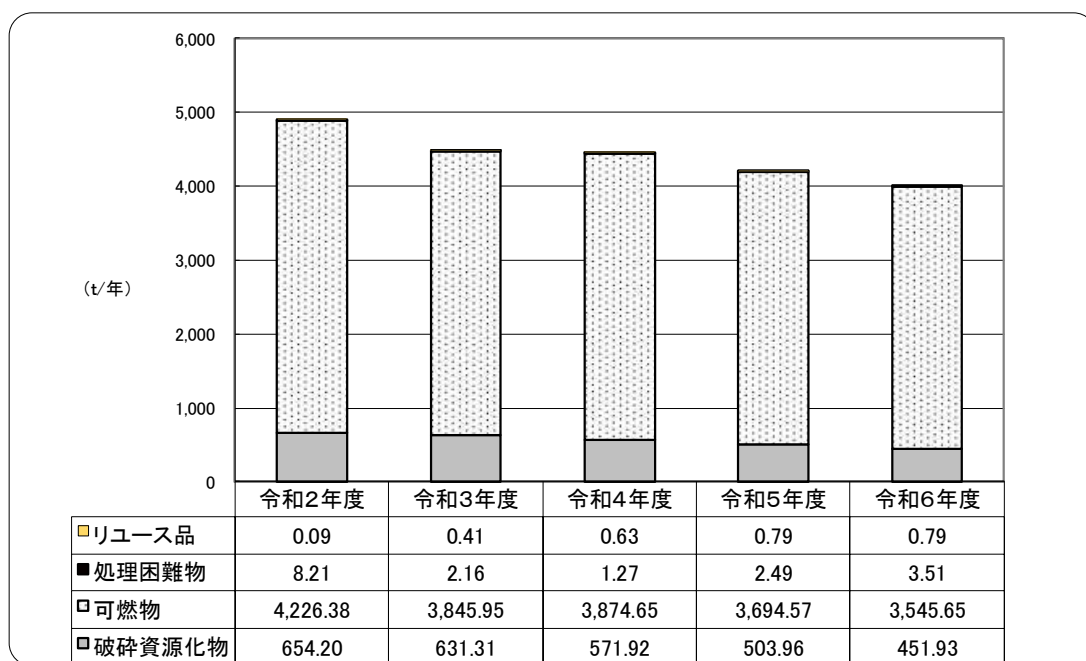
図 2-2-6 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移 (組合)

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみは、可燃性と不燃性のそれぞれを分類し、処理しています。

可燃性粗大ごみは破砕処理を行い、可燃分と不燃性に分別します。可燃分はごみ焼却処理施設で処理し、不燃分は破砕処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、アルミ・鉄類に分類して処理を行っています。

粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移については、図 2-2-7 に示します。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 令和2～令和6年度実績 組合事業概要

図 2-2-7 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移 (組合)

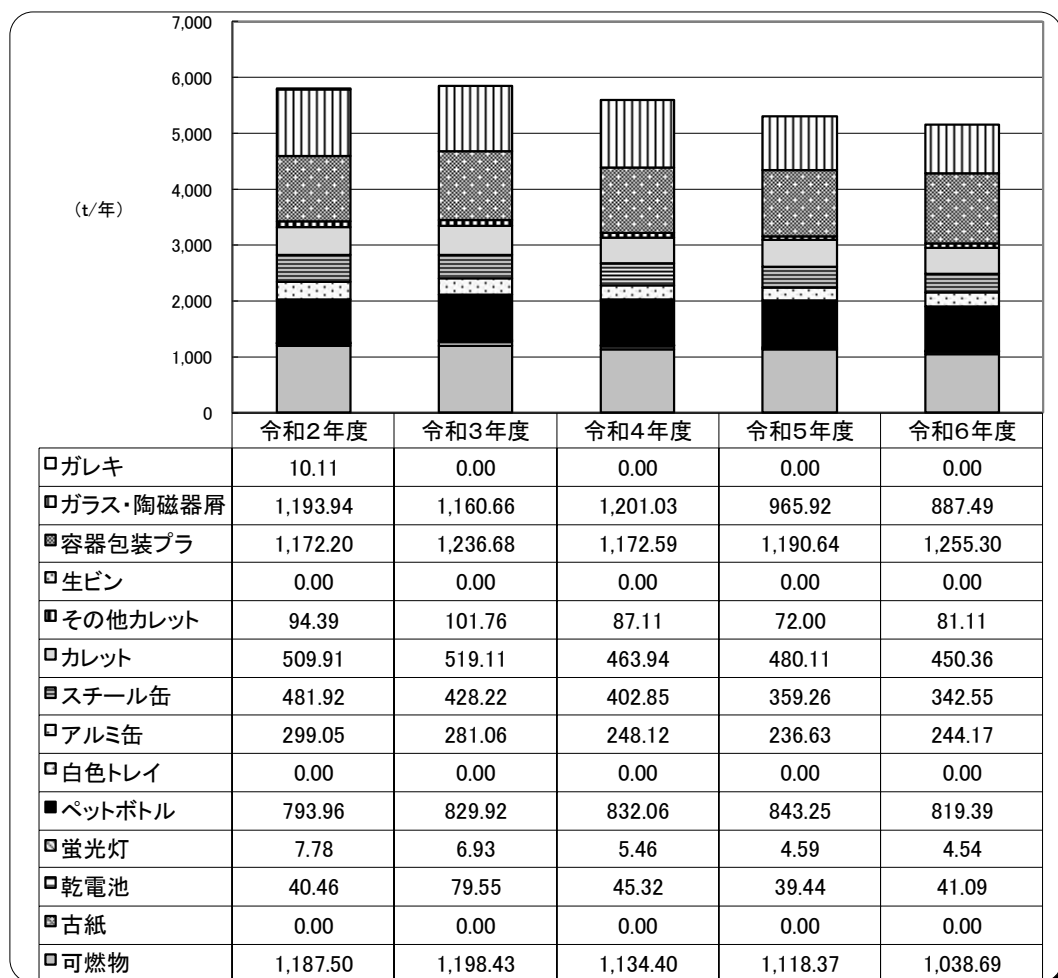
③ 資源化センター

缶類及びびん類は、破除袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、スチール缶、アルミ缶、白・茶・その他のびん、残渣に選別処理を行っています。このうち、スチール缶及びアルミ缶は、缶プレス機により成形処理を行っています。

また、平成28年4月からは、ペットボトル、トレイ、プラスチックボトル、容器包装プラスチックは破除袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、ペットボトル、プラ容器及び残渣に選別処理を行い、この内、ペットボトル及びプラ容器は圧縮梱包機に通して梱包処理を行っています。

資源化センターの処理量の推移については、図2-2-8に示します。

なお、本市が独自に回収している古紙は含まれておりません。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

注) 白色トレイは平成28年度以降容器包装プラスチックに含まれている。

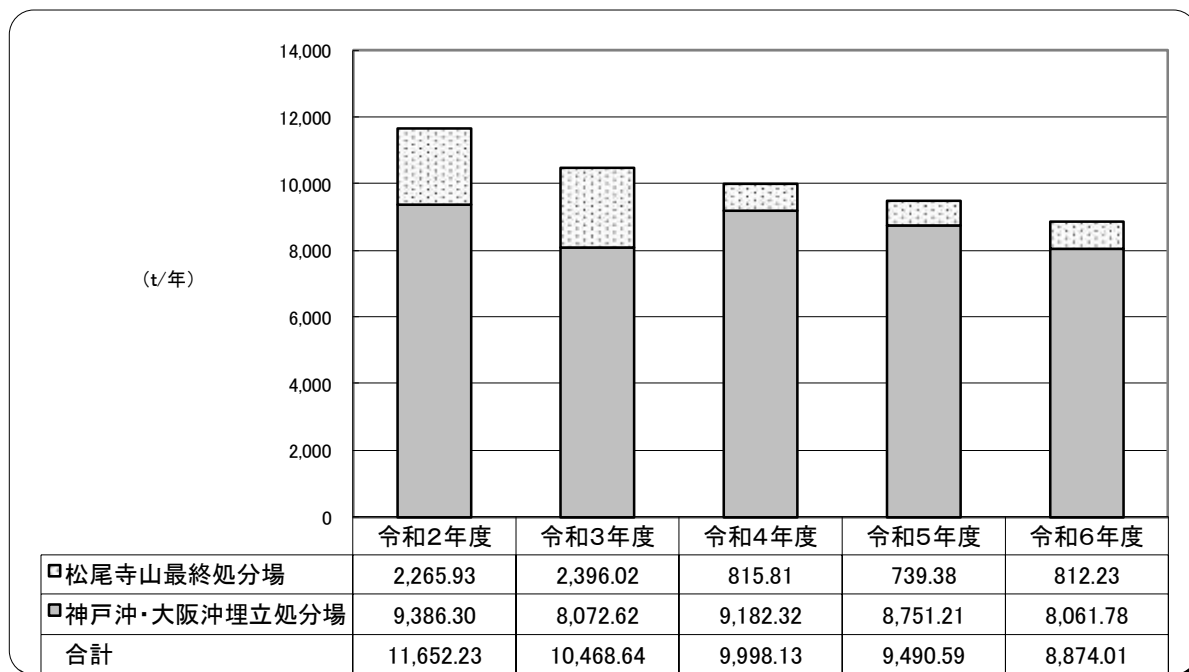
資料: 令和2～令和6年度実績 組合事業概要

図2-2-8 資源化センターの処理量の推移（組合）

(6) 最終処分システム（組合）

最終処分先は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場の2か所あり、いずれも処理残渣等を埋立処分しています。

最終処分場施設の埋立実績の推移については、図 2-2-9 に示します。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 令和2～令和6年度実績 組合事業概要

図 2-2-9 最終処分場施設の埋立実績の推移（組合）

(7) 不法投棄防止対策の現状

不法投棄防止に向け、市職員による定期的なパトロールのほか、衛生委員会の取組として、月2回、8校区のパトロールを実施しています。

また、不法投棄が頻発する施設の管理者に対しては、不法投棄の防止対策について説明を行い、協力を依頼しています。

さらに、不法投棄防止のための貼り紙等を作成し、必要な場所に掲示しています。

2 第5次計画の検証

第5次計画で掲げた施策内容とその取組状況について検証した結果を、表 2-2-8～表 2-2-13 に示します。

点検、評価については、次の5区分で評価を行いました。

◎：計画どおり取り組んでいる。

○：おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△：一部計画どおり取り組んでいるが、さらに継続していく必要がある。

×：未達成

－：計画の見直し、再検討を要する。

表 2-2-9 第 5 次計画（令和 3 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価	
1 資源循環型の地域づくり	(1)啓発活動、環境教育による意識改革の推進	④ 環境美化の推進、不法投棄の防止 ○ 不法投棄防止の看板の設置 ○ 公用車のパトロールや自治会、衛生委員会等による不法投棄、不適正排出の監視	点検・評価 △ 左記の防止対策を講じているが、一部で不法投棄がされている。	
	⑤ プラスチックごみ削減に向けた啓発 ○ ごみ拾い活動などまち美化の取組推進 ○ プラスチックごみ問題に関する啓発 ○ マイボトル・マイバック等の推奨とプラスチックごみ削減に向けた取組	海洋プラスチックごみの削減を目的として、スポGOMI大会を開催し、美化活動と併せてごみ削減に向けた啓発を行っている。 市内の公共施設にウォーターサーバーを設置し、ペットボトル削減に向けた啓発を行っている。	点検・評価 ○ 左記の啓発等により、一定の成果をあげている。	
	(2)ごみの発生、排出を抑制する取組の推進	① 家庭系可燃ごみの有料制の充実 ○ 有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表 ○ 地域環境基金活用事業の充実	平成22年12月から、可燃ごみ収集の有料制(指定袋制度)を実施している。紙おむつやストーマ用器具については、無料(透明または半透明袋)としている。	点検・評価 ○ 有料制(指定袋制度)の導入により、可燃ごみの排出抑制、再生利用の促進効果が見られた。
	② 分別排出区分の見直しと資源化拡大 ○ 出前講座などにおける市民への周知徹底 ○ 国の方向性に合わせた分別排出区分の見直し ○ 分別収集計画の見直し	紙製容器包装の一部については、雑がみ類として資源ごみ(古紙類)の収集および集団回収を行っている。 小型家電リサイクルについては、市民負担の軽減を図るとともに、リサイクルの推進に取り組んでいる。その結果、回収量も年々増加している。 その他のプラスチック製容器包装については、平成28年4月から分別収集を開始しており、令和7年9月に第11期分別収集計画を策定した。	点検・評価 ○ 新たにペットボトル・容器包装プラスチックの分別収集を週1回実施している。	
	③ 有価物集団回収システムの拡充 ○ 有価物集団回収の対象品目の拡充検討 ○ 未参加の自治会、子供会等への積極的な働きかけとPRの実施 ○ 地域環境基金の活用	地域環境基金を活用し、助成金単価を7円/kgとするとともに、回収対象に雑がみ類を追加し、回収量の増加を図った。 実施団体数については、平成元年度の223団体に対し、令和6年度は214団体であり、大きな変化は見られない。 なお、実施団体数は、前・後期の延べ数である。	点検・評価 ○ 地域環境基金の活用により、有価物集団回収は継続して実施されている。	

表 2-2-10 第 5 次計画（令和 3 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1 資源循環型の地域づくり	④ 不要品等のリユースの促進 ○ フリーマーケット、リサイクルショップ関連情報提供システムの構築 ○ 本市、和泉市、高石市及び組合の合同フリーマーケットの開催 ○ 本市、和泉市、高石市における不要品等のリユースの広域化 ○ 幅広い層に向けたリユースに関する広報	組合の「泉北環境クリーンフェスティバル」において、フリーマーケット等を開催している。 組合が実施する粗大ごみや子ども服のリユース事業を市民へ紹介し、収集への協力を呼びかけた。 市においても、子ども服の交換会を実施し、令和5・6年度にはおもちゃのリユースも実施した。また、公共施設にリユース傘を設置し、啓発を行っている。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	⑤ 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進 ○ 食品ロスの戦略的な削減の実施 ○ 生ごみの水切りの徹底 ○ 生ごみ処理機購入助成金制度の推進 ○ 出前講座等における食品ロスや生ごみ減量化のPR	地域環境基金を活用し、生ごみ処理機の購入に対し、購入金額の3分の2を補助する助成制度を実施した。 令和6年度末現在の助成基数は、生ごみ処理機が累計529基（コンポスト含む）となっている。	点検・評価 ○ 地域環境基金の活用により、購入基数は増加している。
	⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ○ 事業系ごみ排出実態の把握 ○ 多量排出事業者または廃棄物管理責任者の減量計画書提出の徹底化及び減量指導 ○ 家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化 ○ 許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成 ○ 食品ロスの戦略的な削減の実施	組合の条例改正により、平成21年7月から、事業系可燃ごみの収集（許可業者）についても、を指定袋制度（有料）を導入している。 市の条例で定める多量排出事業者（月間5,000キロ以上）に対して、「廃棄物の発生抑制、再利用及び適正処理に関する計画書」の提出を求め、事業系一般廃棄物の処理について指示・指導を行っている。 資源物として、缶、びん、ペットボトル及び古紙水の分別収集（許可業者）を行っている。	点検・評価 ○ 事業系ごみ量は過去5年間で減少しているが、今後も排出管理と指導の徹底を継続して行う。
	⑦ 行政のリサイクル実践行動 ○ 資源循環を学習する農業体験（環境学習体験）の実施 ○ 研修などを通じた職員のごみ減量意識の徹底、実践 ○ ペットボトル等のリサイクル等の取り組み ○ 家庭からの廃食用油の再生利用	地域環境基金活用事業として、環境学習の一環で、資源循環を活用した農業体験学習を実施している。 資源循環の取組として、廃食用油の再生利用については、拠点回収を実施する際の保存・管理などに関する課題の解決に向けて、近隣自治体の取組状況を参考にしながら、調査・研究を進めていく。 「地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画」に基づき、市が自ら率先して排出抑制や資源化に向けた取組を行うとともに、市内では紙ごみの分別、裏面の再利用、再生紙の使用を推進している。	点検・評価 ○

表 2-2-11 第 5 次計画（令和 3 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
2 資源循環型廃棄物処理システムの構築	(1)適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬 ① ごみ排出ルールへの遵守、指導徹底 ○ ごみの排出方法の周知徹底 ○ 転入者、ワンルームマンション居住者、外国人居住者等に対するごみの排出方法の周知徹底 ○ 自治会、衛生委員会等各種団体を通じて地域への周知徹底	必要に応じ住民に対して個別に啓発活動を行っている。 市の排出基準に適合していないごみに対しては、注意喚起シールを貼付し、分別の徹底と正しいごみの出し方の周知を図っている。 泉北クリーンセンターでは、市内で出されたごみを対象に、年4回の「ごみ展開調査(中身の調査)」を実施している。この調査を通じて、ごみの分別状況や出し方の傾向を把握し、市民に対して適切な排出方法を呼びかけている。 「ごみの分別大辞典」を配布するとともに、転入者に対しても市民課での届出時に配布し、分別方法の周知徹底を図っている。 SNSを活用した「ごみ分別アプリ」を導入し、周知を図っている。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	② 収集運搬体制の効率化の向上 ○ 効率的な収集体制の確立	平成28年4月から容器包装プラスチックの分別収集を開始し、現在は資源ごみをA(容器包装プラスチック)、B(ペットボトル)、C(かん・びん・乾電池・割れていない蛍光灯など)、D(せともの・ガラス類・電球・割れた蛍光灯など)、E(古紙類)の5区分に分けて収集している。 また、資源ごみA、Bについて新たに収集日を設け、収集効率を向上させた。	点検・評価 △ 資源ごみを5区分とし、収集日を増やし、処理に適した収集体制としている。
	③ 収集作業環境の向上 ○ 収集作業の安全性や注意事項に関する委託業者への研修及び周知徹底 ○ 低公害車の導入促進	ごみ収集の安全性と効率性を高めるため、委託業者への研修を実施するとともに、低公害車の導入や収集運搬車へのドライブレコーダー設置を進めている。	点検・評価 △
	④ 地域ボランティアによる廃棄物の適正管理 ○ 自治会、衛生委員会等各種団体との連携	地域と協力して、より効果的にごみの分別や収集を進めるため、自治会や衛生委員会などとの連携に努めるとともに、ボランティア団体の登録制度を活用して効率的な収集活動を実施している。	点検・評価 ○
	(2)施設整備、適正管理の遵守(組合) ① 焼却処理施設の適正な管理の推進 ○ ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底 ○ エネルギーの有効活用及び周辺環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理 ○ 組合、構成市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る		

表 2-2-12 第 5 次計画（令和 3 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
2 資源循環型廃棄物処理システムの構築	② 資源化センター、啓発施設の適正管理と推進 ○ 資源化センターの維持管理の徹底 ○ 容器包装の指定法人ルートによる再商品化の検討 ○ 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実		
	③ 最終処分場の適正な管理の推進 ○ 松尾寺山最終処分場施設の延命化 ○ ごみ減量化、資源化による最終処分量の削減		
	④ 新技術の調査研究 ○ 情報収集及び調査研究		
	(3)緊急時のごみ処理対策 ① 事前の対策 ○ 大阪府泉州地域の各市町等との相互支援体制の維持 ○ 災害時及び感染症等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討 ○ 災害時の収集運搬計画の充実	泉大津市地域防災計画(令和5年修正)に基づき、災害発生時に迅速かつ適切に廃棄物処理を行うための対応方策を検討するとともに、災害時の行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定した。	点検・評価 ○
	② 緊急時における対策 ○ ごみ処理施設の防災体制の整備		
	③ 災害時の的確かつ迅速な対応 ○ 広域的連携の強化 ○ 周辺自治体との連携強化 ○ 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充	地域防災計画に基づき、大規模災害時にも迅速かつ円滑に対応できるよう、広域的な連携の強化や周辺自治体との相互応援・支援体制の構築に取り組んでいる。 災害発生時に迅速な対応を行うため、ごみ収集業者と連携し、「災害廃棄物処理計画」に基づいて初動時の行動タイムラインなどの検討を行い、その運用を定めた(災害廃棄物収集運搬計画(運用編))。 また、緊急時の連絡手段を確保するため、収集業者との間でチャットツールを活用した連絡体制の試行を開始した。	点検・評価 ○
	④ 環境に配慮した復旧 ○ 国や府と協議し環境に配慮した迅速な災害廃棄物の処理 ○ 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保	災害発生時における大量の廃棄物を、環境に配慮しながら迅速かつ適正に処理できるよう、その方法や仕組みについて調査・研究を進めている。 災害発生時に市民が適切にごみを排出できるよう、「災害廃棄物処理ハンドブック」を作成し、災害時のごみ出しの流れや想定スケジュールなどを分かりやすく案内している。	点検・評価 ○

表 2-2-13 第 5 次計画（令和 3 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
3 資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	(1)計画推進体制の強化 ① 市民・事業者・行政の協働の推進 市民は、自らがごみの排出者であるという自覚を持ち、自らの生活様式を見直し、再使用、再生利用等ごみの減量に努め、循環型社会の構築事業に積極的に参加、協力することが求められる。 事業者は、事業活動に伴って発生するごみについては、法令を遵守し、自らの責任において適正に処理するとともに製造、流通、販売の各段階におけるごみの減量化、資源化を行う。 行政は、市民や事業者の役割が円滑に行われるように、市民、事業者と協力、連携し、循環型社会の構築に積極的に取り組む。	ごみの発生を抑え、限りある資源を有効に活用するため、市民や事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に関する啓発活動を行っている。 ごみの減量とプラスチックごみ削減への意識を高めるため、スポGOMI大会を通じて啓発活動を強化した。参加者にはマイボトルやマイバッグの持参を呼びかけるとともに、食品ロス削減の取組として、出前講座などで鮮度保存袋を配布し、市民への理解促進と行動の定着を図った。	点検・評価 ○ 市民、事業者の役割については、徐々に浸透しつつあるが、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発活動を続ける必要がある。
	② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上、見直し ○ ごみに関する市民意識アンケート調査の実施	ごみの分別や減量に対する市民の意識や行動を把握するため、各種イベントの会場でアンケート調査を実施している。	点検・評価 △ 調査サンプル数が少ない。
	③ 組合との連携 ○ 組合及び構成市との連携、協力	廃棄物処理事業を円滑かつ統一的に進めるため、組合や他の構成市との間で、定期的に意見交換を行い、情報共有と連携の強化に努めている。	点検・評価 ○ 組合及び構成市との連携、協力が図られている。
	(2)進捗状況管理の確立 ① ごみ処理に関する「共通目標」の設定 ○ ごみ処理に関する「共通目標」の設定、周知 ○ 毎月のごみ種類別データの開示	ごみ減量への意識を高め、市民とともに進捗を共有するため、広報紙にごみ減量のスローガンや可燃ごみ量の目標・実績を掲載している。また、市ホームページでは、年度ごとのごみ排出量や組成などを公開し、情報の透明性を確保している。	点検・評価 ○ 目標達成に向けた取組状況を市民と共有するため、毎月広報紙に可燃ごみ量の目標値と実績値を掲載している。
	② PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築 ○ PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査、研究	ごみ減量や資源化の取組を効果的に進めるため、PDCAサイクルに基づき、事務事業評価などによる事後評価を実施し、成果や課題を取組に反映させている。	点検・評価 ○
	(3)コスト管理の構築 ○ 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査、研究	ごみ収集運搬業務の適正な委託と経費の透明化を図るため、積算方式により必要な経費を算定している。また、環境省からの「労務費の適切な転換のための価格交渉に関する指針」などを踏まえ、受託者との交渉機会を設けたうえで委託協議を行い、適正な経費算定に努めている。さらに、事務事業評価などの事後評価を実施し、取組の改善と効率化につなげている。	点検・評価 ○ 収集運搬については、必要な経費を算出している。
	(4)情報公開の推進 ○ 情報の提供と広範な意見募集活動の継続	市民と協働し、開かれた行政運営を進めるため、本市や泉北環境整備施設組合に関する情報を広報紙やホームページなどで公開している。また、パブリックコメントなどを通じて市民から意見を募るほか、地域環境基金を活用した事業に関するアイデア募集も行い、市民が主体的に参加できる仕組みづくりを進めている。	点検・評価 ○ 必要な情報提供と意見募集活動が行われている。

3 現状のごみ処理システムに係る課題

(1) ごみ処理システム

中間処理施設におけるごみ減量化及び資源化を効率的かつ適正に進めるためには、構成3市の収集形態、収集品目及び分別数等の拡大や統一化を図る必要があります。

(2) ごみ減量化、資源化システム

① ごみ発生抑制の取組

ごみの減量化及び資源化を推進していくためには、レジ袋の使用抑制やエコショップ宣言店の活用等により、過剰包装の抑制をはじめとしたごみの発生抑制の実践行動が求められています。

全国的な傾向として、令和2年7月から開始されたレジ袋有料化により、特にマイバッグの定着が難しいとされていたコンビニエンスストアにおいても、有料化直後から辞退率が70%を超え、国の目標削減率（約6割）を上回っています。日本フランチャイズチェーン協会では、令和6年に「レジ袋辞退率70%以上の維持」を目標に改定しています。また、日本チェーンストア協会によると、全国のスーパーマーケットにおけるレジ袋辞退率は令和3年度には80%を超えています。

本市においても、マイバッグ・マイボトルの促進に向け、引き続きこの傾向を維持する取組が必要です。

② ごみ排出抑制の取組

平成22年12月から開始した家庭系可燃ごみ収集の有料化（指定袋制）により、可燃ごみ量は減少し、排出原単位も令和3年度以降減少しています。しかしながら、排出抑制効果等を持続させるためには、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要があります。

また、可燃ごみ有料化に伴う手数料収入を活用した地域環境基金活用事業として、有価物集団回収助成事業、生ごみ減量機器購入助成事業、資源循環型システムモデル事業、環境教育図書等拡充事業、環境教育推進事業、レジ袋削減推進事業、エコクッキング事業、給食生ごみ堆肥化事業、落葉堆肥化事業、4R推進事業など多様な施策を実施しています。今後も市民の意見等も踏まえ、基金の有効活用を進める必要があります。

有価物集団回収助成金交付制度は、制度として定着し、平成23年度以降、地域環境基金の活用により助成金の見直しを行っていますが、資源回収量は減少傾向にあります。今後は、行政回収量の削減に向け、ごみ減量及び資源化に対する意識向上を図る必要があります。

生ごみについては、平成18年度から生ごみ処理機購入助成金制度を実施しており、平成23年度以降の助成金見直し等により、累計助成基数は増加しています。生ごみ減量化をさらに推進していくためには、まずは食品ロス対策について事業者と協力して戦略的に取り組む必要があります。また、減量化後もなお発生する生ごみについては、広報紙

や出前講座等により生ごみ減量効果の重要性を周知するとともに、生ごみ処理機のPRや有効利用の紹介等を進める必要があります。

不要品譲渡のあっせんについては、組合による家具等のリユース品無料抽選会や子ども服等の無料提供会を継続するとともに、近年拡大している民間オンラインリユース市場も調査し、さらなるリユース促進を図る必要があります。

(3) ごみ分別排出システム

① 家庭系ごみ

家庭系ごみのうち、容器包装廃棄物は環境省の容器包装廃棄物の実態調査（令和4年度）によると容積比で約6割を占めています。その容器包装廃棄物のリサイクルについて、容器包装リサイクル法により、排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実施することが求められています。

本市では既に、容器包装廃棄物である空きかん（アルミ・スチール）、空きびん（無色・茶色・その他）、古紙（紙パック・段ボール・雑がみ）、ペットボトル及び容器包装プラスチック（食品トレイを含む）の分別収集を実施していることから、引き続き市民等への周知徹底を図るとともに、効率的な収集運搬システムを整備していく必要があります。

また、国では「プラスチック資源循環促進法」の施行によりプラスチック製品廃棄物の分別収集・資源化が求められていることから、今後、組合及び構成市とともに、国の方向性に沿った分別のあり方について検討し、実施していく必要があります。

② 事業系ごみ

事業系ごみ（持込ごみ）は、事業者自らが責任を持って処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正に処理する必要があります。

事業所においては、ISO14001の認証取得など環境管理に積極的に取り組む事例もあり、ごみ減量化・環境保全への意識は高まりつつあります。しかし、小規模事業所、飲食店、食品販売店等で小売業から排出される厨芥類については、事業者責任による食品ロス対策や資源化システムの構築が求められています。

これらの小規模事業所等で発生するごみは業種により多様であるため、大規模小売業を含め、業種に応じたごみの発生抑制、排出抑制及び資源化の方法について、引き続き啓発、指導方法を検討していく必要があります。

また、月5,000キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者は、「泉大津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に基づき、毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を市長に提出することが義務づけられています。今後は、これら多量排出事業者に対し、具体的な減量化・資源化の指導を行っていく必要があります。

さらに、事業所で発生するごみの減量化を推進するためには、市・学校・公民館等の公共施設が率先して取り組むことが必要であり、職員による分別排出の徹底及び分別項目の拡充が求められます。

③ 小型家電リサイクル法への対応

平成 28 年度から、小型家電リサイクル法の認定事業者と、ごみ減量及び資源の有効利用に向けた連携協定を締結し、使用済小型家電の宅配回収サービスを実施しています。今後も、さらなる分別・リサイクルの促進に向け、利便性の向上や分別方法のわかりやすさに配慮した回収システムや広報のあり方について、適宜見直していく必要があります。

④ リチウム蓄電池等への対応

令和 7 年 4 月に環境省より「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針」が通知されました。本方針により家庭から排出された全てのリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品について、市町村が処理体制を構築することが求められています。

本市では令和 7 年 10 月から不要となったリチウム蓄電池等を市環境課の窓口で回収を行っています。

[回収対象]

「モバイルバッテリー」「加熱式たばこ」「スマートフォン」「電気かみそり」「電動工具」「ハンディファン」「電動式玩具」「作業服用ファン」など、バッテリーを取り外しできるリチウム蓄電池等（膨張・変形した蓄電池等も回収します。）

(4) 中間処理システム（組合）

○ 中間処理施設等の適正管理と運営

組合のごみ焼却施設のうち 5 号炉は休炉しており、稼働している 1・2 号炉は、稼働開始から約 22 年が経過しています。これらの炉は、重要設備や機器について大規模改良（基幹的設備改良事業）を実施すべき時期（概ね 10～15 年ごと）に差しかかっています。また、基幹的設備改良事業を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするためには、単なる施設の延命化にとどまらず、省エネルギー化や発電能力の向上など、CO₂削減に資する機能改善や、災害廃棄物処理体制の強化が求められています。このため、改良事業の実施にあたっては、これらの要件を踏まえ、十分な検討を行う必要があります。

(5) 最終処分システム（組合）

○ 一般廃棄物最終処分場施設の安定的な確保と延命化

松尾寺山最終処分場は平成 5 年に供用開始して以降、約 32 年経過していますが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場と併用することで延命化を図っています。

しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地や海面といった限られた空間を消費する施設であり、新たな確保が極めて困難です。このため、松尾寺山最終処分場及び神戸沖・大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に維持していくためにも、発生・排出段階におけるごみ減量化及び資源化を一層推進していく必要があります。

(6) その他のシステム

○ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄防止の強化を図るため、業務委託による定期的なパトロールや、ボランティア団体である衛生委員会による清掃活動及び定期的なパトロールを実施しており、一定の効果を上げています。しかし、監視・通報体制をより強化するためには、体制や組織の拡充に取り組む必要があります。

また、公共用地や私有地等の空き地、道路、公園に対する不法投棄防止や、不法投棄されたごみの処理については、占有者又は管理者が責任を持って対応することが原則ですが、マンションや空き地等での事例については、行政と管理者が協議し、適切な対策を講じていくことが求められます。

さらに、可燃ごみの排出区分を守らず排出する行為や、家電製品、適正処理困難物等を投棄に対しては、啓発及び指導體制の一層の強化が必要です。

加えて、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の指定品目に係る不適正排出や不法投棄へ対応するため、現在実施しているパトロールの拡充に加え、広報紙、市ホームページ、看板等による啓発も強化していく必要があります。

第3節 計画収集人口、ごみ量の将来予測

1 計画収集人口の将来予測

計画収集人口については、「泉大津市人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）の将来人口（パターン 2※、令和 17 年：約 65,400 人）と、国立社会保障・人口問題研究所による「将来推計人口（令和 5 年推計）」、さらに過去の実績値を用いてトレンド式で推計した結果を比較し、設定します。比較結果を表 2-3-1 に示します。なお、「泉大津市人口ビジョン」及び人口問題研究所の将来推計人口は、5 年ごとの推計値を直線補間し、各年度の推計人口を算出しています。

※パターン 2 とは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」の推計値を基礎に、日本創成会議が異動に関する異なる過程を設定して算出した推計値に準拠したもの

表 2-3-1 本市将来人口の推計結果

(単位：人)

年度	実績値 (年度末)	泉大津市人口 ビジョン(パター ン2) (実績補正)	人口問題 研究所 人口推計 (実績補正)	推計値						
				直線	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	
実績	H27 (2015)	75,597		-	-	-	-	-	-	-
	H28 (2016)	75,289		-	-	-	-	-	-	-
	H29 (2017)	75,047		-	-	-	-	-	-	-
	H30 (2018)	74,659		-	-	-	-	-	-	-
	R1 (2019)	74,421		-	-	-	-	-	-	-
	R2 (2020)	74,095		-	-	-	-	-	-	-
	R3 (2021)	73,466		-	-	-	-	-	-	-
	R4 (2022)	73,128		-	-	-	-	-	-	-
	R5 (2023)	72,921		-	-	-	-	-	-	-
R6 (2024)	72,556		-	-	-	-	-	-	-	
推計	R7 (2025)	-	72,028	72,062	72,203	72,921	72,925	72,220	72,097	72,097
	R8 (2026)	-	71,408	71,431	71,855	72,803	72,810	71,881	71,689	71,691
	R9 (2027)	-	70,788	70,798	71,507	72,695	72,704	71,544	71,271	71,275
	R10 (2028)	-	70,168	70,165	71,159	72,595	72,606	71,209	70,842	70,849
	R11 (2029)	-	69,548	69,532	70,810	72,502	72,515	70,875	70,403	70,414
	R12 (2030)	-	68,930	68,899	70,462	72,415	72,430	70,543	69,953	69,969
	R13 (2031)	-	68,235	68,222	70,114	72,333	72,350	70,212	69,492	69,515
	R14 (2032)	-	67,540	67,545	69,766	72,256	72,275	69,883	69,020	69,051
	R15 (2033)	-	66,845	66,868	69,418	72,183	72,204	69,555	68,537	68,577
	R16 (2034)	-	66,150	66,191	69,070	72,114	72,137	69,229	68,043	68,093
	R17 (2035)	-	65,455	65,514	68,722	72,048	72,073	68,904	67,538	67,600
	R18 (2036)	-	64,706	64,828	68,373	71,986	72,012	68,581	67,022	67,097
	R19 (2037)	-	63,957	64,142	68,025	71,926	71,953	68,260	66,495	66,585
	R20 (2038)	-	63,208	63,456	67,677	71,868	71,898	67,940	65,956	66,063
R21 (2039)	-	62,459	62,770	67,329	71,813	71,844	67,621	65,407	65,531	
R22 (2040)	-	61,708	62,085	66,981	71,760	71,793	67,304	64,846	64,989	
推計式		-	-	-	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot \ln x+b$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot b^x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	$y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$
係数	a	-	-	-	-348.1515	-1,349.0444	76,174.5548	76,051.7227	0.1190	-4.8333
	b	-	-	-	76,032.7333	76,155.5523	-0.0182	0.9953	-0.0369	-294.9848
	c(k)	-	-	-	-	-	-	-	84,964.5545	75,926.4000
重相関係数		-	-	-	0.9916	0.8727	0.8687	0.9911	0.9928	0.9928

いずれの推計結果においても人口は減少傾向となっておりますが、令和 22 年度における最大値と最小値の差は約 1 万人と大きく開いています。

第 5 次計画では、「泉大津市人口ビジョン（パターン 2）」を将来人口として採用していました。また、表 2-3-1 に示す 8 本の将来推計結果を比較すると、泉大津市人口ビジョン（パターン 2）の推計人口が最も少ない値となっております。

しかしながら、泉大津市の実績人口は泉大津市人口ビジョン（パターン 2）が示す減少幅よりも小さく推移しており、今後も泉大津市人口ビジョン（パターン 2）に最も近い推計となるロジスティック式による推計人口を計画収集人口として採用しています。

計画収集人口の将来予測結果を図 2-3-1 に示します。

令和 22 年度の計画収集人口は 64,846 人と推計しています。

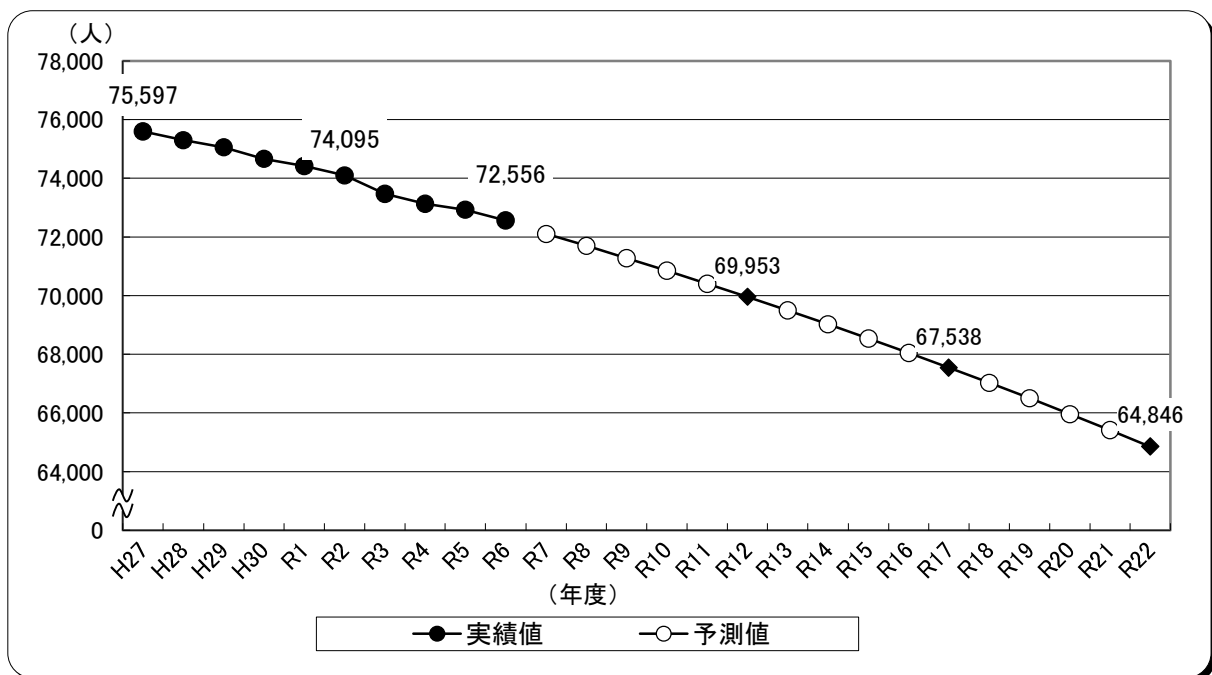


図 2-3-1 計画収集人口の将来予測結果

2 排出ごみ量の将来予測

ごみ排出量の将来推計については、まず、ごみの発生抑制や再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合の排出量（以下「予測値」という。）を推計します。

次に、家庭や事業所等におけるごみ発生抑制や再生利用の促進に向けて実施する施策を踏まえ、目標とする排出量（以下「目標値」という。）を設定し、その達成後の排出量を推計します。

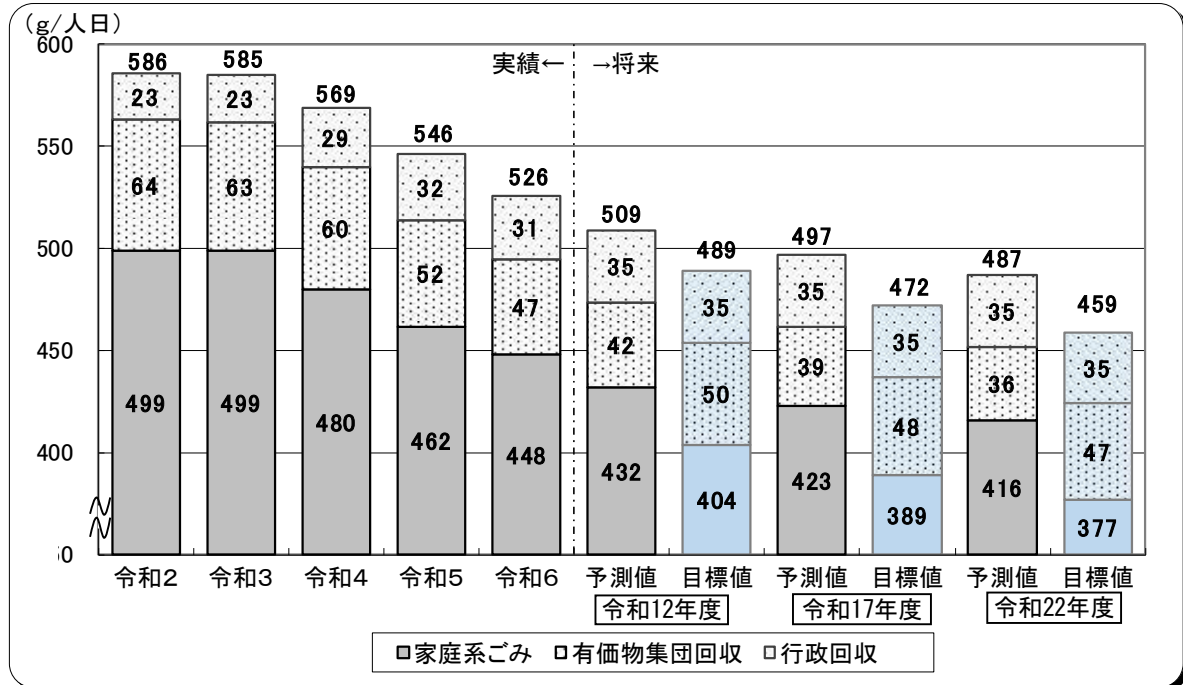
なお、将来予測は「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの過去 5 年間の排出量実績をもとに、1 人 1 日当たりの発生量（g/人日）又は 1 日当たりの排出量（t/日）を算出しています。これをトレンド法等により将来推計し、将来予測人口を乗じて発生量を推定する方法を採用しています。

（1）家庭系総排出ごみ量の将来予測

家庭系総排出ごみ量の予測については、ごみの種類別、有価物集団回収量別及び行政回収量別に将来推計を行い、その合計を総排出量としました。

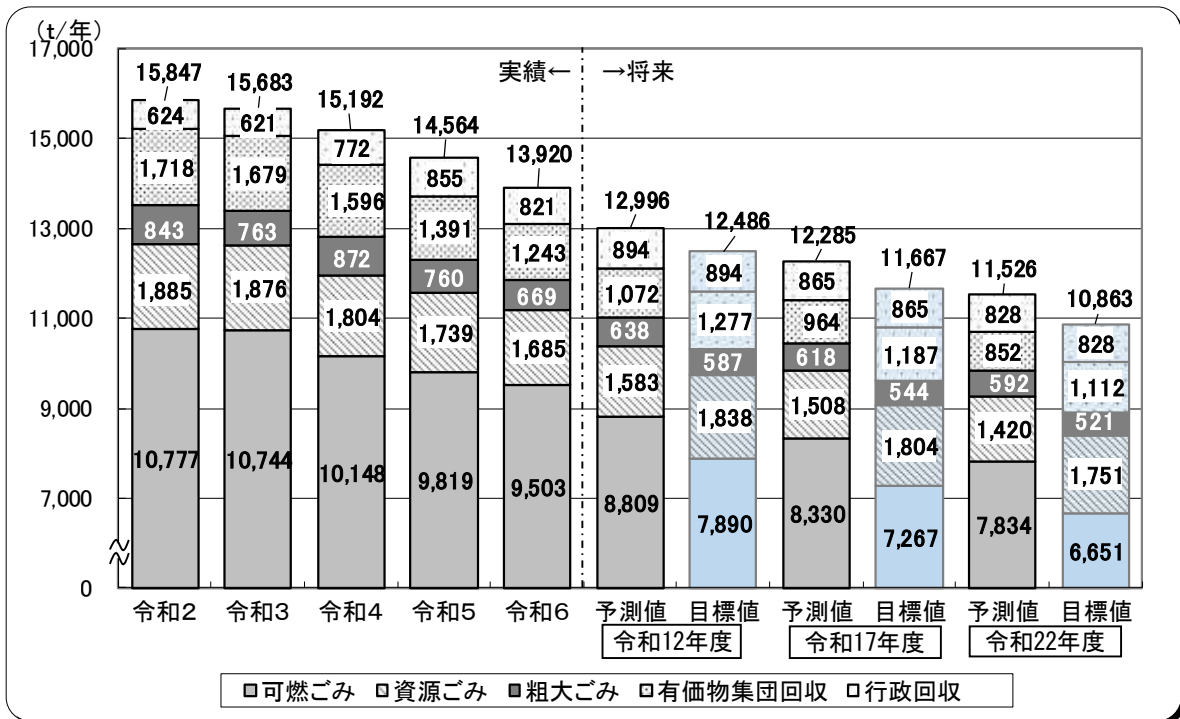
各区分については、1 人 1 日当たりの原単位（単位：g/人日）に換算した上で将来予測を行っています。

なお、目標値については、予測値に対し、家庭におけるごみ排出量の抑制や再生利用の促進に向けて実施する施策により見込まれる減量分を反映した排出量を示しています。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-2 家庭系総排出ごみ原単位の将来予測結果



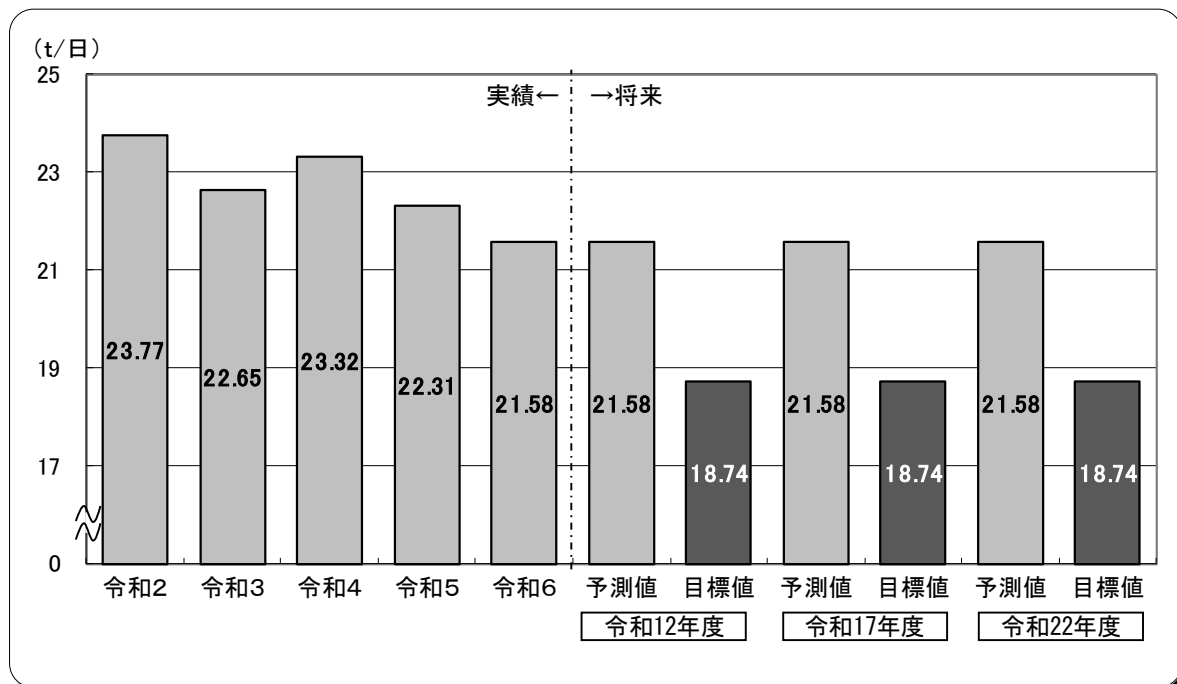
注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-3 家庭系総排出ごみ量の将来予測結果

3 事業系ごみ量の将来予測

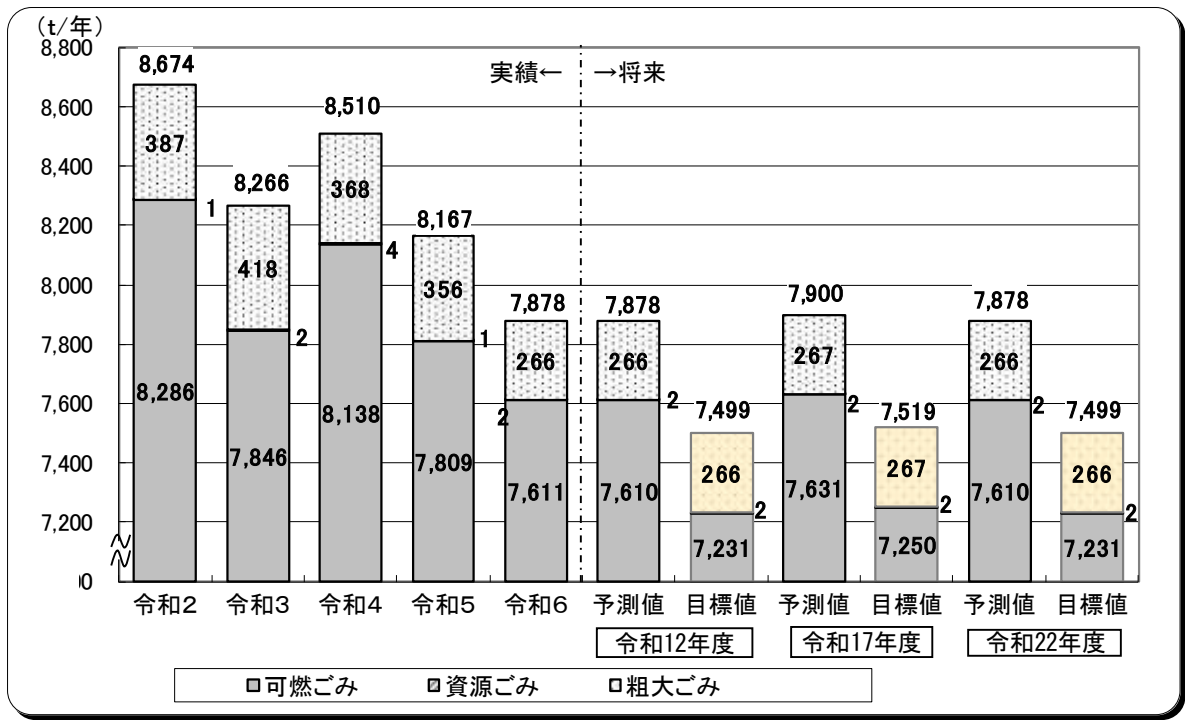
事業系ごみ量の将来予測については、1日当たりの事業系ごみ（持込分を含む）の原単位（単位：t/日）に換算して推計しました。

なお、目標値については、予測値に対し、事業者におけるごみ排出量の抑制や再生利用の促進に向けて実施する施策により見込まれる減量分を反映した排出量としています。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-4 事業系（持込含む）ごみ原単位の将来予測結果



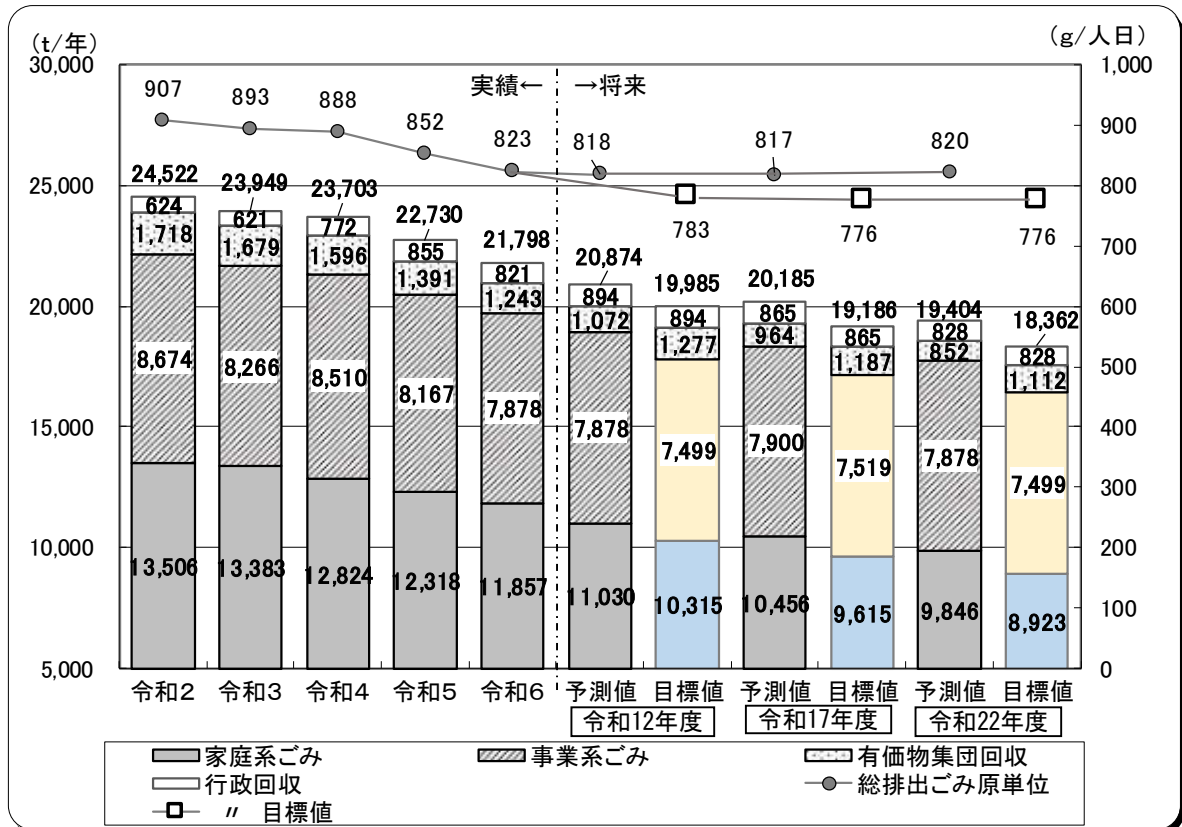
注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。
 注) 令和12年度から令和22年度の排出原単位(t/日)は同値であるが(図2-3-4)、年間日数が異なる(令和17年度が366日)ため、排出量(t/年)に差が出ている。

図 2-3-5 事業系(持込含む) ゴミ量の将来予測結果

4 今後のごみ量の推移

目標年度である令和22年度に向けたごみ量の推移については、次の取組による効果を見込んでいます。

- 各種イベントや啓発事業等を通じた、市民のごみ減量・分別意識の向上による効果
- 有価物集団回収事業の維持による効果
- 食品ロス対策及び資源ごみ分別収集の促進による効果
- 事業系ごみの排出抑制による効果



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

注) 令和7年度以降は排出原単位を維持する計画であり、

① 家庭系ごみ排出原単位 (g/人日) × 人口 × 年間日数 ÷ 106 = 家庭系ごみ排出量 (t/年)

② 事業系ごみ排出原単位 (t/日) × 年間日数 = 事業系ごみ排出量 (t/年)

上記算定式で求めた総排出ごみ量 (①+②) を人口で除すると、②に人口減が加味されないことから、総排出ごみ原単位は見掛け上増加する。

図 2-3-6 総排出ごみ量の将来予測結果

表 2-3-2 今後のごみ量の推移

項目\年度		実績					将来					令和12		令和17		令和22年度	
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和8	令和9	令和10	令和11	中間目標	予測値	中間目標	予測値	最終目標	予測値	
人口、原単位等	計画収集人口	人	74,095	73,466	73,128	72,921	72,556	71,689	71,271	70,842	70,403	69,953	69,953	67,538	67,538	64,846	64,846
	家庭系総排出ごみ原単位	g/人日	585.97	584.86	569.18	545.68	525.63	518	512	505	496	489	509	472	497	459	487
	有価物集団回収原単位	g/人日	63.53	62.63	59.81	52.11	46.93	48	48	49	49	50	42	48	39	47	36
	行政回収(古紙回収)	g/人日	23.06	23.15	28.93	32.04	30.98	32	33	34	35	35	35	35	35	35	35
	家庭系ごみ原単位	g/人日	499.38	499.08	480.44	461.53	447.72	438	431	422	412	404	432	389	423	377	416
	可燃ごみ(一般ごみ)	g/人日	398.50	400.67	380.19	367.90	358.84	348	340	329	319	309	345	294	337	281	331
	資源ごみ	g/人日	69.71	69.95	67.59	65.15	63.62	65	67	69	70	72	62	73	61	74	60
	粗大ごみ	g/人日	31.17	28.46	32.67	28.48	25.24	25	24	24	23	23	25	22	25	22	25
	事業系ごみ原単位	t/日	23.77	22.65	23.32	22.31	21.58	25.22	23.60	21.98	20.36	18.74	21.58	18.74	21.58	18.74	21.58
	可燃ごみ(一般ごみ)	t/日	22.71	21.50	22.30	21.34	20.85	20.33	19.81	19.81	19.81	19.81	20.85	19.81	20.85	19.81	20.85
	資源ごみ	t/日	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	粗大ごみ	t/日	1.06	1.15	1.01	0.97	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73
	年間日数	日	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366	366	365	365
総排出ごみ	家庭系総排出ごみ	t/年	15,847.49	15,683.09	15,192.40	14,563.78	13,920.16	13,554	13,356	13,058	12,745	12,486	12,996	11,667	12,285	10,863	11,526
	有価物集団回収	t/年	1,718.16	1,679.31	1,596.49	1,390.88	1,242.92	1,256	1,252	1,267	1,259	1,277	1,072	1,187	964	1,112	852
	行政回収(古紙回収)	t/年	623.72	620.83	772.07	855.13	820.52	837	861	879	899	894	894	865	865	828	828
	家庭系ごみ	t/年	13,505.61	13,382.95	12,823.84	12,317.77	11,856.72	11,461	11,243	10,912	10,587	10,315	11,030	9,615	10,456	8,923	9,846
	可燃ごみ(一般ごみ)	t/年	10,777.28	10,743.93	10,147.86	9,818.89	9,503.23	9,106	8,869	8,507	8,197	7,890	8,809	7,267	8,330	6,651	7,834
	資源ごみ	t/年	1,885.39	1,875.81	1,803.96	1,738.77	1,684.96	1,701	1,748	1,784	1,799	1,838	1,583	1,804	1,508	1,751	1,420
	粗大ごみ	t/年	842.94	763.21	872.02	760.11	668.53	654	626	621	591	587	638	544	618	521	592
	事業系ごみ	t/年	8,674.45	8,266.34	8,510.19	8,166.59	7,878.16	7,688	7,519	7,499	7,499	7,499	7,878	7,519	7,900	7,499	7,878
	可燃ごみ(一般ごみ)	t/年	8,286.37	7,846.43	8,137.88	7,808.69	7,610.60	7,420	7,250	7,231	7,231	7,231	7,610	7,250	7,631	7,231	7,610
	資源ごみ	t/年	0.59	1.68	3.97	1.49	1.76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	粗大ごみ	t/年	387.49	418.23	368.34	356.41	265.80	266	267	266	266	266	266	267	267	266	266
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	22,180.06	21,649.29	21,334.03	20,484.36	19,734.88	19,149	18,762	18,411	18,086	17,814	18,908	17,134	18,356	16,422	17,724
	可燃ごみ(一般ごみ)	t/年	19,063.65	18,590.36	18,285.74	17,627.58	17,113.83	16,526	16,119	15,738	15,428	15,121	16,419	14,517	15,961	13,882	15,444
	資源ごみ	t/年	1,885.98	1,877.49	1,807.93	1,740.26	1,686.72	1,703	1,750	1,786	1,801	1,840	1,585	1,806	1,510	1,753	1,422
	粗大ごみ	t/年	1,230.43	1,181.44	1,240.36	1,116.52	934.33	920	893	887	857	853	904	811	885	787	858
総排出ごみ	t/年	24,521.94	23,949.43	23,702.59	22,730.37	21,798.32	21,242	20,875	20,557	20,244	19,985	20,874	19,186	20,185	18,362	19,404	
総排出ごみ原単位	g/人日	906.72	893.13	888.01	851.67	823.11	812	800	795	788	783	818	776	817	776	820	
資源化率	排出段階における資源化量	t/年	4,227.86	4,177.63	4,176.49	3,986.27	3,750.16	3,796	3,863	3,932	3,959	4,011	3,551	3,858	3,339	3,693	3,102
	排出段階における資源化率	%	17.2	17.4	17.6	17.5	17.2	17.9	18.5	19.1	19.6	20.1	17.0	20.1	16.5	20.1	16.0
	有価物集団回収	%	7.0	7.0	6.7	6.1	5.7	5.9	6	6.2	6.2	6.4	5.1	6.2	4.8	6.1	4.4
	家庭系資源ごみ	%	10.2	10.4	10.9	11.4	11.5	11.9	12.5	13.0	13.3	13.7	11.9	13.9	11.8	14.0	11.6
	事業系資源ごみ	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

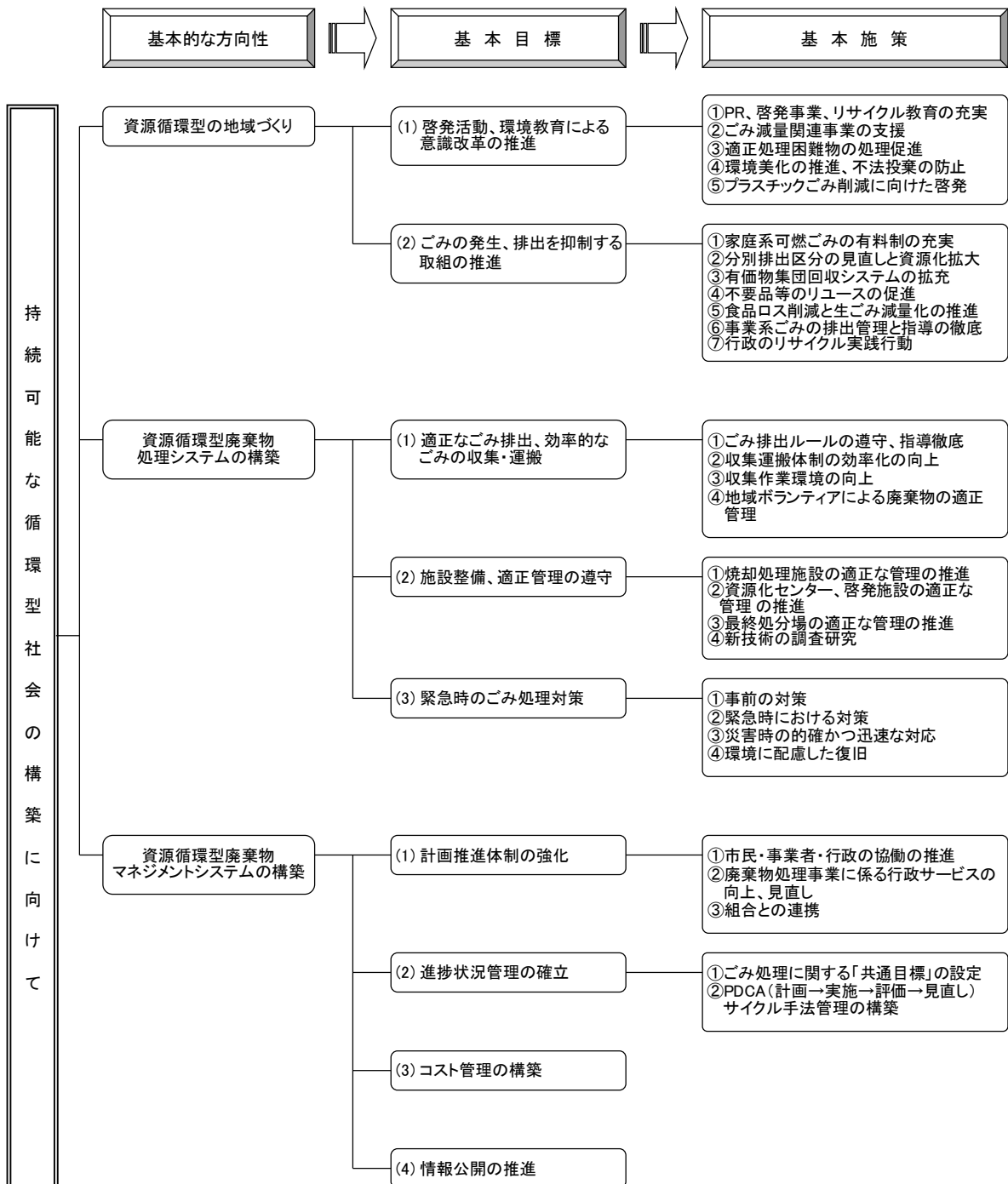
注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

排出段階における資源化量: 有価物集団回収量 + 家庭系資源ごみ量 + 事業系資源ごみ量、 排出段階における資源化率: 排出段階における資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

令和12年度、令和17年度、令和22年度の予測値とは、令和6年度までの実績の推移をもとにこれ以降減量対策を取らずに進めた場合の数値。

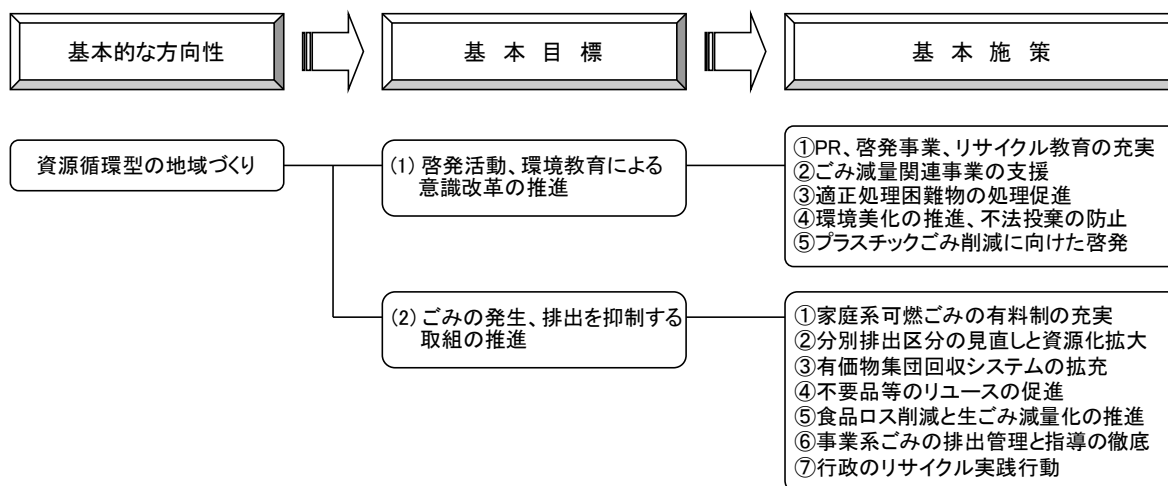
第4節 ごみ処理の基本目標と基本施策

基本理念の実現に向け、基本目標に基づいて展開すべき基本施策の体系を、以下に示します。



1 資源循環型の地域づくりに向けた基本目標と基本施策

市民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確にし、啓発活動や環境教育を通じて意識改革を図るとともに、食品ロス削減推進法など国の方向性に準拠したごみの発生・排出抑制の推進を二本の柱として、資源循環型の地域づくりに取り組みます。



(1) 啓発活動、環境教育による意識改革の推進

① PR、啓発事業、リサイクル教育の充実

ごみの分別・減量化に関する出前講座、エコクッキングの開催やエコレシピの募集、小・中学生を対象としたエコバスツアーによる施設見学、環境教育図書等拡充事業、環境教育推進事業などを実施しています。

さらに、分別アプリやピリカなどのコンテンツを活用し、新しい生活様式に対応したPR・啓発を積極的に行います。また、市ホームページにおいても、ごみの分別や減量化に関するPR・啓発を継続します。

市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるよう、ごみ焼却処理施設や最終処分場等の情報を公開します。

加えて、事業者に対しては、ごみ減量に関する出前講座や実践事例の情報提供を充実させるとともに、事業者と連携した環境教育や広報・啓発の実施にも努めます。

【基本的な取組】

- 地域環境基金を活用した啓発活動・環境教育の実施
- 食品ロスやプラスチックごみ削減に向けた啓発活動の推進
- SNS等を活用したPR、啓発の実施
- 地域と連携した環境教育の推進
- ごみ収集車を利用したPR・啓発
- ごみ処理施設や最終処分場に関する情報提供

② ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみ減量化・資源化に関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発に交流し、情報の発信・共有を行うことができる仕組みづくりを支援します。

【基本的な取組】

- ごみ減量化・資源化に関する情報発信システムの構築
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究

③ 適正処理困難物の処理促進

市ホームページや「ごみ分別大辞典」などを活用し、適正処理が困難な廃棄物について市民へ周知するとともに、販売店での引き取り等を含めた適正処理ルートを分かりやすく示し、適正処理の促進を図ります。

【基本的な取組】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

④ 環境美化の推進、不法投棄の防止

広場や道路などにおけるごみ散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、関係団体と連携し、キャンペーン等の啓発事業を実施します。

また、自治会・各種団体・事業者が連携し、不法投棄防止パトロールの実施などを通じて、不法投棄や不適正排出の防止に努めます。

【基本的な取組】

- 不法投棄防止の看板設置
- パトロールや自治会・衛生委員会等による不法投棄、不適正排出の監視

⑤ プラスチックごみ削減に向けた啓発

「いずみおおつプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、ごみ拾い活動の推進や海洋プラスチックごみ問題に関する啓発を行い、プラスチックごみの削減を図ります。

【基本的な取組】

- ごみ拾い活動など、まちの美化に向けた取組の推進
- プラスチックごみ問題に関する啓発の強化
- マイボトル・マイバッグ等の利用促進と、プラスチックごみ削減に向けた取組の推進

(2) ごみの発生・排出を抑制する取組の推進

① 家庭系可燃ごみの有料制の充実

平成 22 年 12 月から実施している家庭系可燃ごみの指定袋制（有料化）による、減量効果が低下していることから、実施状況及びその効果を点検・評価し、減量効果を高めるための対策を検討・実施します。

また、実施状況や効果検証の結果を市民に公表することで、市民のさらなる意識改革を図ります。

【基本的な取組】

- 有料化の実施状況及び効果の点検・評価、対策の検討・公表
- 地域環境基金活用事業の充実

② 分別排出区分の見直しと資源化拡大

引き続き、出前講座などさまざまな場面を活用して、分別排出に関する市民への啓発を行います。

また、平成 28 年度から容器包装プラスチック（食品トレイを含む）の分別収集を開始していますが、国におけるプラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収・リサイクルに関する動向を注視し、組合及び構成市と連携して、国の方向性に沿った分別のあり方について検討します。そのうえで、分別排出区分の適宜見直しを進めます。

【基本的な取組】

- 出前講座などを活用した市民への周知徹底
- 国の方向性に沿った分別排出区分の見直し
- 分別収集計画の見直し

③ 有価物集団回収システムの拡充

自治会、子ども会等が実施する有価物集団回収について、未参加の自治会や子ども会等へ積極的に参加を働きかけるとともに、回収品目の拡充に努めます。

【基本的な取組】

- 有価物集団回収の対象品目の拡充に向けた検討
- 未参加の自治会・子ども会等への積極的な働きかけと P R の実施
- 地域環境基金の活用

④ 不要品等のリユースの促進

フリーマーケットやリサイクルショップ等に関する情報をインターネット等で提供し、不要品等の再使用を促進します。また、民間のオンラインリユース市場への関心の高まりも踏まえ、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していきます。

【基本的な取組】

- フリーマーケット、リサイクルショップに関する情報提供システムの構築
- 本市・和泉市・高石市及び組合による合同フリーマーケットの開催

- 本市・和泉市・高石市における不要品等リユースの広域化
- 幅広い層に向けたリユースに関する広報の強化

(3) 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進

① 食品ロスの現状

ア. 国の現状

令和元年5月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロス削減に向けた基本的な視点として、次の2点が明記されています。

- 国民各層が、それぞれの立場において主体的に、本来食べられるのに廃棄されている食品という課題に取り組み、社会全体で食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図っていくこと。
- まだ食べることができる食品については、廃棄せず、可能な限り食品として活用するよう努めること。

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を指します。我が国では、令和5年度に国民1人1日当たり約102gの食品が捨てられている状況です(図2-4-1)。



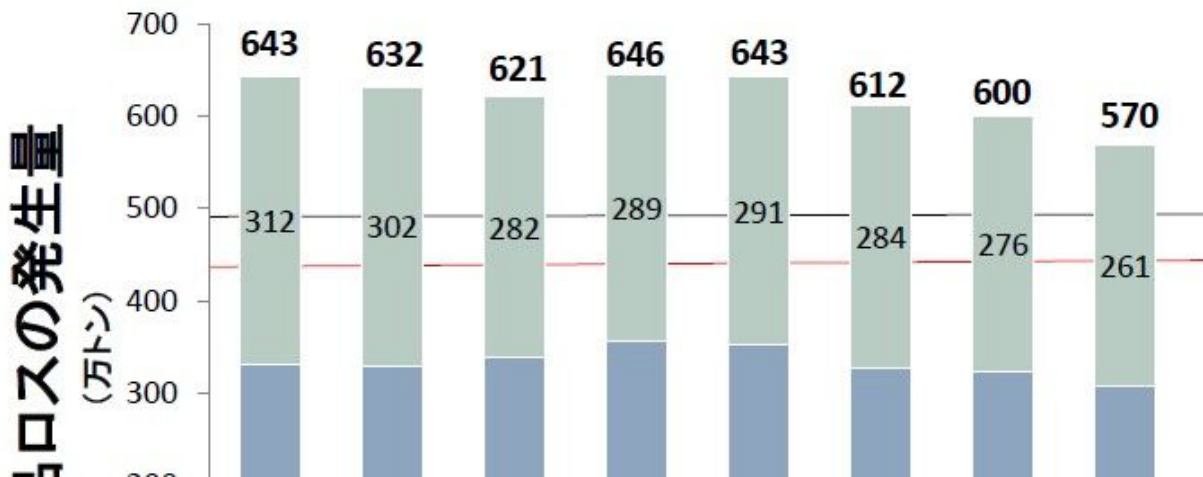
出典：農林水産省ウェブサイト

図 2-4-1 食品ロス量 (令和5年度推計)

また、図2-4-2に示すとおり、食品ロス発生量全体については、令和4年度時点で半減目標を達成しています。

さらに、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和7年3月25日閣議決定)では、新たに次の目標が設定されています。

- 家庭系食品ロス：平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減（令和 12 年度を待たず早期達成を目指す）。
- 事業系食品ロス：平成 12 年度比で令和 12 年度までに 60%削減（※8 年前倒しで半減を達成したことを踏まえた新目標）。



出典：環境省ウェブサイト「我が国の食品ロスの発生量の推移等」

図 2-4-2 我が国の食品ロスの発生量の推移

イ. 大阪府の状況

大阪府では、事業者や消費者など多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組を総合的かつ効果的に推進するため、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、「大阪府食品ロス削減推進計画」を令和 3 年 3 月に策定しています。

[基本的な方向]

食品ロス削減については、事業者・消費者・行政が一体となり、スローガンである「もったいないやん！」食の都大阪でおいしく食べきろうのもと、取組を推進しています。

[計画期間]

2021 年度から 2030 年度までの 10 年計画

[食品ロス量の現状（2022 年度推計）]

年間発生量は約 37.8 万トンで、その内訳は事業系 17.3 万トン、家庭系 20.5 万トンとなっています。

[将来目標]

●食ロス量 (万トン/年)

	2000 年度 (基準値)	2022 年度 (現状値)	2030 年度 (目標値)
事業系	33.2	17.3	16.6
家庭系	32.2	20.5	16.1
全体	65.4	37.8	32.7

●食ロス削減に取り組む府民の割合

2030 年度までに、食品ロス削減のために複数（2 項目以上）の取組を実践する府民の割合を 90%とする。[基本的施策]

●事業者

ネットワーク懇話会等の検討の場を活用し、各立場からの意見交換を通じて、流通の各段階に応じた施策の具体化を図る。

●消費者

ネットワーク懇話会等の場を活用し、消費者と事業者のコミュニケーションを促進することで、消費者の認知度向上や行動変容を図る。

図 2-4-3 大阪府 食品ロス削減推進計画の概要

② 本市における食品ロスの状況

第 5 次計画で試算した食品ロス量と第 6 次計画で試算した本市の食品ロス量の状況を表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 本市における食品ロス量の状況

		実績値 (基準年度)	実績値 (推計値)	予測値 ^{※※}	国の目標値 ^{※※※}
		平成 12 年度	令和 6 年度 [※]	令和 12 年度	令和 12 年度
家庭系食品ロス量	t/年	3,586	1,157	1,567	対 H12 の半減
	g/人日	131	44	61	
事業系食品ロス量	t/年	978	1,276	2,297	対 H12 の 6 割削減

※令和 6 年度実績値：第 6 次計画でごみ排出量実績、ごみ組成調査等から推計

※※令和 12 年度予測値：第 5 次計画で予測

※※※国の目標値：令和 7 年 3 月に事業系食品ロスについては新目標値を設定

令和 6 年度の食品ロス排出量を試算した結果、1 人 1 日当たり 44g となり、すでに令和 12 年度の目標値を達成しています。

一方、事業系食品ロスについては、平成 12 年度と比較して排出量が大きく増加していたため、半減目標の達成にはなお 780 トン以上の削減が必要です。

③ 食品ロスの削減目標

食品ロス削減の目標は、次のとおり設定します。

○家庭系：すでに目標値を達成しているため、現状を維持しつつ、引き続き一層の削減に取り組みます。

○事業系：平成12年度を基準とした数値設定が困難であることから、事業系ごみ全体の削減目標の中で、食品ロスの削減を図ります。

④ 食品ロス及び生ごみ削減推進施策

食品ロス削減推進法に基づき、家庭における食品ロス削減を戦略的に進めるため、消費・購入から調理・廃棄に至る各段階での対策について、効果的な情報発信と啓発を行います。また、事業者と連携した広報や環境教育を実施し、一人ひとりの意識向上を図ります。

併せて、これまでどおり生ごみの水切りの徹底について周知し、生ごみの発生抑制に努めます。

さらに、生ごみ処理機は家庭から排出される生ごみの減量化・資源化に有効な手段であることから、関連情報の積極的な提供とともに、購入費補助制度の周知を継続していきます。

【基本的な取り組み】

- 食品ロスの戦略的な削減の推進
- 生ごみの水切り徹底に関する啓発
- 生ごみ処理機購入費補助制度の拡充及びPR・啓発の充実

⑤ 各主体の役割と行動指針

ア. 消費者の役割と行動指針

消費者は、食品ロスの現状とその影響、削減の重要性を理解したうえで、食べ物への敬意・感謝の気持ちを持ち、自らの行動が社会・経済・環境に及ぼす影響を自覚しながら、家庭・職場・学校・外出先など日常のあらゆる場面で食品ロス削減につながる行動を実践します。

また、大阪府や本市の施策に協力し、過剰な鮮度志向の見直しや期限間近商品の優先購入など、消費者としてできる取組を積極的に行うとともに、食品ロス削減に取り組む事業者の商品・店舗を選択することで、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援します。

イ. 事業者の役割と行動指針

事業者は、食品リサイクル法に基づき食品ロス削減および食品リサイクルを実践し、自らの事業活動において取り組む内容を消費者に対して積極的に情報提供・啓発します。

また、大阪府や本市の施策に協力し、消費者と連携して社会全体で食品ロス削減が推進されるよう取り組みます。

さらに、やむを得ず発生する食品廃棄物については、その発生量を把握したうえで、飼料化・肥料化やエネルギー回収など、再生利用の推進に努めます。

食品製造業者・農林漁業者

- 賞味期限の延長・表示の大括り化
- 適正受注の推進
- 農林水産物の有効活用

食品卸売・小売業者

- 商慣習の見直し
- 需要予測等の推進
- 小分け・少量販売

外食事業者等

- 適正発注や提供の推進
- ”食べきり”の推進
- ”持ち帰り”の推進

事業者に通事項

事業者は、未利用食品を必要とする人や団体に提供する「フードバンク活動」の意義と役割を理解し、未利用食品の提供に積極的に取り組みます。

また、食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組内容やその進捗状況等について、自主的かつ積極的に情報を開示します。

ウ. 行政の役割と行動指針

市は、自ら率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践するとともに、市民、事業者及び関係団体が行う取組に対して支援します。

また、本市は国の基本方針及び大阪府の計画を踏まえ、食品ロス等の削減に関する市内の計画を適宜見直すとともに、地域住民等に対する普及啓発や関連施策を継続的に実施し、その取組を支援します。

(4) 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じた発生抑制や資源化の方法について、指導・啓発を行い、事業者責任の確立とごみ減量の取組を強化します。

また、食品ロス削減推進法に基づき、製造業及び外食産業における食品ロスの戦略的削減について検討し、必要な取組を進めていきます。

【基本的な取組】

- 事業系ごみ排出実態の把握
- 多量排出事業者又は廃棄物管理責任者による減量計画書提出の徹底及び減量指導
- 家庭系ごみへの混入防止の指導強化
- 許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成

- 食品ロスの戦略的削減の推進

(5) 行政のリサイクル実践行動

公共施設におけるごみの減量及びリサイクルを率先して実施するとともに、学校給食等における食品ロス削減を推進します。

また、資源循環を学ぶ農業体験などの環境学習や、剪定枝のリサイクル材を活用した事業を実施します。

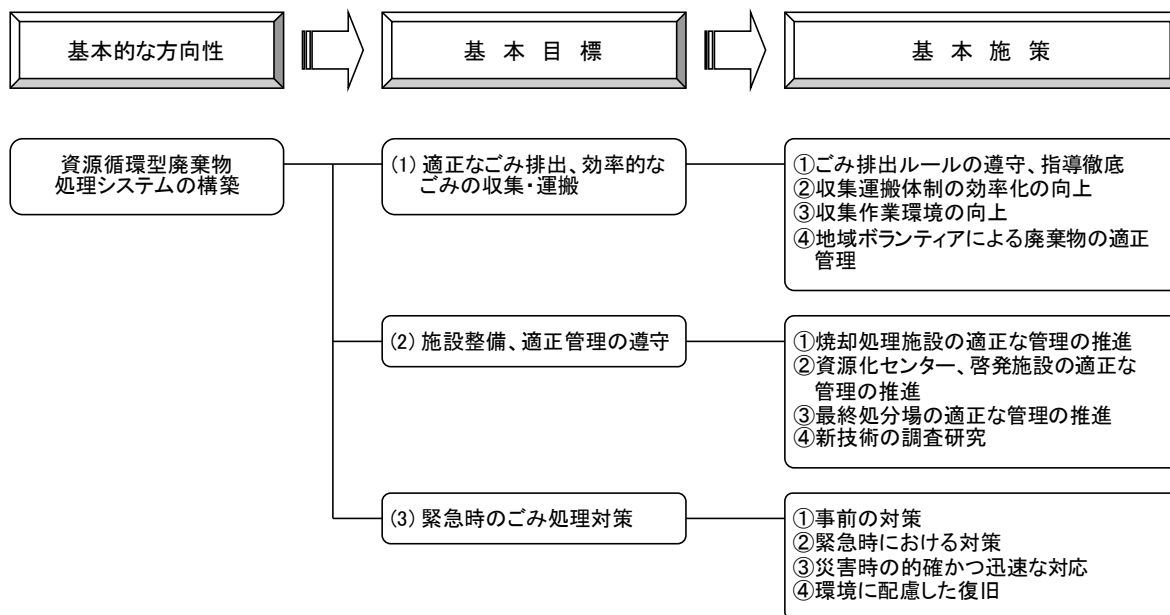
さらに、職員のごみ減量及びリサイクルに対する意識を徹底し、公共施設における取組をより一層推進します。

【基本的な取組】

- 資源循環を学ぶ農業体験（環境学習体験）の実施
- 研修等を通じた職員のごみ減量意識の徹底及び実践
- ペットボトル等のリサイクルの推進
- 家庭から排出される廃食用油の再生利用

2 資源循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策

ごみの適正管理に対するニーズが多様化する中で、ごみの排出方法の改善や、効率的な収集・運搬体制の確立を図るとともに、適正なごみ処理施設の整備や緊急時のごみ処理対策を柱として、今後のごみ処理を着実に推進します。



(1) 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬

① ごみ排出ルールの遵守、指導徹底

地域の清潔保持と適正管理を図るため、自治会や衛生委員会等の各種団体と連携し、ごみ排出ルールの遵守及び指導、不法投棄防止対策を強化します。

【基本的な取組】

- ごみの排出方法に関する周知徹底
- 転入者、ワンルームマンション居住者、外国人居住者等への排出方法の周知徹底
- 自治会、衛生委員会等各種団体を通じた地域への周知徹底

② 収集運搬体制の効率化の向上

収集品目や排出量の地域的な分布状況を精査し、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行うことで、効率化を図ります。

ただし、一般廃棄物収集運搬業者の許可については、廃棄物処理法第7条5項に基づき、本市の一般廃棄物の収集運搬に対し、既存の許可業者の収集運搬が困難な状況になく、収集運搬能力が十分に満たされていることから、原則として新たな一般廃棄物収集運搬業の許可は行わないものとします。

【基本的な取組】

- 効率的な収集体制の確立

廃棄物処理法 第7条

5. 市町村長は第一項（一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者）の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(以下省略)

③ 収集作業環境の向上

収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るため、委託業者に対する研修等の実施を検討します。

また、感染症等の蔓延時における収集作業上の注意事項については、環境省が示す対策の周知徹底を図ります。

さらに、全車両へのドライブレコーダー設置による運行管理の適正化や車両機能の強化を継続するとともに、低公害車等の導入を促進します。

【基本的な取組】

- 収集作業の安全性及び注意事項に関する委託業者への研修及び周知徹底
- 低公害車の導入促進

④ 地域ボランティアによる廃棄物の適正管理

自治会や衛生委員会等の各種団体と連携し、市民参加による地域の廃棄物の適正管理を推進します。

【基本的な取組】

- 自治会、衛生委員会等各種団体との連携

(2) 施設整備、適正管理の遵守（組合）

① 焼却処理施設の適正な管理の推進

ごみ焼却処理施設（1・2号炉）については、維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続するとともに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用（廃棄物発電事業）を引き続き推進します。

また、組合と構成市が連携し、施設の延命化を図ります。

【基本的な取組】

- ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底
- 熱エネルギーの有効活用及び周辺環境に配慮した運転管理
- 組合及び構成市の連携による施設延命化の推進

② 資源化センター、啓発施設の適正な管理の推進

資源化センターについては、効率的な資源回収のための維持管理を徹底するとともに、周辺環境に配慮した運転管理を継続します。

回収した容器包装のうち、ペットボトルについては再生材の適正処理及び安定的な国内循環の確保の観点から、指定法人ルートによる再商品化を継続します。

また、その他の容器包装についても指定法人ルートでのリサイクルを検討するとともに、併設する啓発施設の機能充実を図ります。

【基本的な取組】

- 資源化センターの維持管理の徹底
- 容器包装の指定法人ルートによる再商品化の検討
- 市民が積極的に利用できる啓発施設機能の充実

③ 最終処分場の適正な管理の推進

組合は、松尾寺山最終処分場における水質検査等を定期的実施し、その結果を公表した上で適正な維持管理を行います。

【基本的な取組】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化
- ごみの減量化・資源化による最終処分量の削減

④ 新技術の調査研究

新たな技術に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて調査研究を実施します。

【基本的な取組】

- 新技術に関する情報収集及び調査研究

(3) 緊急時のごみ処理対策

① 事前の対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかなおり、大地震に伴う災害は広範囲に甚大な被害をもたらす、ライフラインや交通機能が途絶するなど、その影響は計り知れません。大量の災害廃棄物が発生するほか、道路の寸断等により、通常どおりの可燃ごみ収集・処理が困難となる可能性があります。

また、風水害においても、一時的に大量の廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集・運搬が困難となることが想定されます。

本市及び組合は、災害発生時や施設事故時における一般廃棄物処理を相互に支援するため、大阪府泉州地域の各市町との「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」、大栄環境株式会社との「泉大津市災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結しています。

今後も、本市及び組合は、起こりうる災害に備えて「災害廃棄物処理計画」を最新の情報に基づき見直すとともに、計画的・継続的な職員研修の実施を検討します。

加えて、感染症等の蔓延時の廃棄物対策についても、平時から周知を図ります。

【基本的な取組】

- 大阪府泉州地域の各市町等との相互支援体制の維持

- 災害時及び感染症等蔓延時における対策並びに職員研修の実施の検討
- 災害時の収集運搬計画の充実

② 緊急時における対策

ごみ処理施設の耐震化や、災害時に必要となる設備・機材の確保など、緊急時に対応できる体制整備を図ります。

【基本的な取組】

- ごみ処理施設の防災体制の整備

③ 災害時の的確かつ迅速な対応

他自治体や関係団体との総合的な相互支援体制を推進し、「泉大津市地域防災計画」及び「泉大津市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行います。

【基本的な取組】

- 広域的連携の強化
- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

④ 環境に配慮した復旧

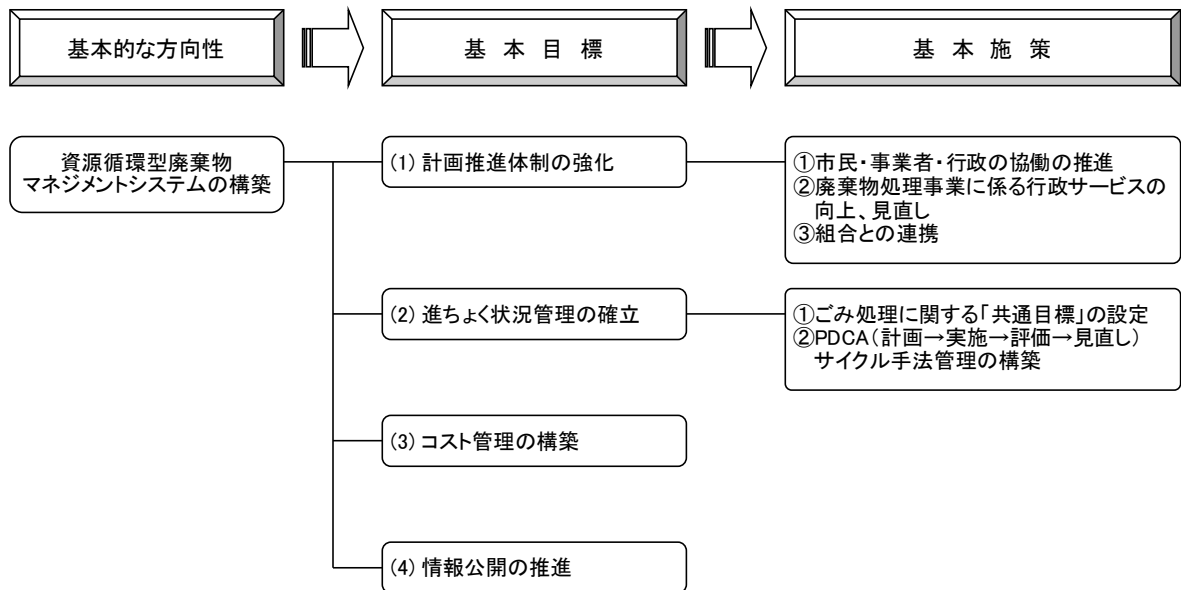
市民生活や都市機能の早期回復を図るため、災害廃棄物の撤去・処理等について、環境に配慮しつつ効率的に実施します。

【基本的な取組】

- 国及び大阪府と連携した、環境に配慮した迅速な災害廃棄物処理
- 災害廃棄物の一時集積場所の検討・確保

3 資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策

本計画の推進体制を強化するとともに、各施策の進捗状況を適切に管理する仕組みを整備し、資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築を図ります。



(1) 計画推進体制の強化

ごみの発生及び排出を抑制するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組む必要があります。

① 市民・事業者・行政の協働の推進

ア 市民の役割

市民は、自らがごみの排出者であることを認識し、生活様式の見直しや再利用・再生利用に努めるとともに、循環型社会の構築に向けた取組に積極的に参加・協力することが求められます。

(ア) 商品を買うとき

- ・ 必要なものを必要な量だけ購入する。
- ・ 環境負荷の大きい商品の購入を控える。
- ・ 過剰包装を断り、マイバッグ等を持参する。
- ・ 再生資源を利用した商品を選ぶ。
- ・ 使い捨て容器・商品の使用を控える。

(イ) 不要なものを排出するとき

- ・ 知人等へ譲渡する。
- ・ 販売店やメーカーで引取り可能なものは適正ルートで処理・再生を行う。
- ・ 生ごみ処理機器等の活用、コンポスト化など適正な自己処理を推進する。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し、リユースを推進する。

(ウ) その他

- ・食材購入、調理、家庭内・外食時における食品ロス削減に努める。
- ・自主的なリサイクル活動に積極的に参加する。
- ・市や市民団体等が行うごみ減量・リサイクル事業に協力する。
- ・ものを大切に長期間使用する。
- ・集積場所等の美化や地域環境の保全に努める。
- ・集団回収への参加や資源回収業者の利用を促進する。
- ・市の分別収集に協力し、区分ごとの正しい排出を行う。
- ・ごみ減量化・資源化施策への参加・協力を行う。

イ 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを法令に基づき適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階においてごみの減量化及び資源化を推進します。

(ア) 製造・販売するとき

- ・長期間使用でき、リサイクルしやすい製品を製造・加工・販売する。
- ・材質表示等、分別に資する表示を行う。
- ・包装の簡易化に取り組む。
- ・修理・保守体制を整備する。
- ・再生資源を積極的に利用する。
- ・製造から販売までの工程で環境負荷の低減を図る。
- ・食品製造・販売過程で食品ロスを極力発生させない。
- ・エコショップへの登録を推進する。
- ・拡大生産者責任（EPR）の考え方を尊重する。

(イ) 不要物を排出するとき

- ・適正な方法で自己処理を行う。
- ・保管場所、排出場所、処理・処分先を適切に確保する。
- ・分別収集に協力する。
- ・市や組合の排出・受入基準を遵守し、処分手数料を負担する。
- ・産業廃棄物と一般廃棄物の区分を適切に行う。
- ・多量排出事業所は、減量・資源化計画を作成し実行する。
- ・食品リサイクル法に基づく資源化を推進する。

(ウ) その他

- ・自主的なリサイクル活動に取り組む。
- ・ごみ問題の重要性を理解し、従業員研修を行う。
- ・市の減量・リサイクル事業に協力し、事業系ごみの減量化を推進する。
- ・事務用品等に再生品を積極的に使用する。

- ・行政と協力し、消費者への環境教育を実施する。

ウ 行政の役割

行政は、市民・事業者がその役割を円滑に果たせるよう、協力・連携しながら循環型社会の構築に積極的に取り組みます。

(ア) ごみの発生、排出前の段階

- ・集団回収・拠点回収等を促進する。
- ・児童・生徒への環境教育を推進する。
- ・新たな資源回収ルートを整備を図る。
- ・ごみ減量化・資源化の必要性について積極的に広報する。
- ・国・府を通じ、製造事業者へ循環型社会に向けた取組を要請する。
- ・不法投棄の未然防止及び厳格な対応を行う。
- ・不要品交換情報をインターネット等で提供する。
- ・エコショップへの参加を働きかける。
- ・公共施設から率先してごみの減量化を行う。
- ・市民・事業者に再生品の使用を呼びかける。
- ・公共施設での再生品利用を推進する。
- ・生ごみ処理機等の普及促進を図る。
- ・フードバンクやフードドライブの推進により福祉的支援を行う。

(イ) 排出、収集運搬の段階

- ・事業所に対し、古紙分別・生ごみ堆肥化等の排出抑制を要請する。
- ・効率的かつ安定的な収集体制を整備する。
- ・多量排出事業所の減量・処理状況を把握し、指導・情報提供を行う。
- ・分別区分の適切な見直しを行い、減量化と効率化を推進する。

(ウ) 処理、処分段階（組合）

- ・中間処理施設を計画的に運営管理する。
- ・最終処分場の確保を計画的に進める。
- ・施設及び周辺環境保全に努める。
- ・施設延命化に向けリユース啓発を行う。
- ・サーマルリカバリー（熱回収）を推進する。
- ・資源化技術・先進技術の研究を進める。
- ・適正処理困難物の処理ルートを確保する。
- ・水質・排ガス・ダイオキシン類等について基準を遵守し、情報公開を行う。
- ・小型家電の回収を推進する。

② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上、見直し

市のごみ処理に関する施策の効果や課題等を把握し、住民サービスの質の向上を図るため、市民意識調査を実施します。

【基本的な取組】

- ごみに関する市民意識アンケートの実施

③ 組合との連携

中間処理・最終処分を担う組合との連携・協力を、他の構成2市とともに積極的かつ計画的に進めます。

【基本的な取組】

- 組合及び構成市との連携・協力

(2) 進捗状況管理の確立

① ごみ処理に関する「共通目標」の設定

市民・事業者・行政が各々の役割を果たし、資源循環型社会の構築に向けて取り組むためには、明確な目標設定が不可欠です。

そこで、ごみ処理に関する「共通目標」を設定し、相互の意識向上を図ります。

また、目標達成に向けた取組状況を市民と共有するため、毎月のごみ減量や分別状況について、広報紙や市ホームページでの情報発信に努めます。

【基本的な取組】

- ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知
- 毎月のごみ種類別データの開示

② PDCA（計画→実施→評価→見直し）サイクル手法管理の構築

循環型社会の構築に向けた共通目標の進捗や、各施策の実施状況を把握し、課題の抽出や改善につなげるため、PDCAサイクル手法に基づく進行管理の仕組みを構築します。

これにより、本計画に掲げる施策の見直しや、次期の方針・計画の策定に効果的に反映させていきます。

【基本的な取組】

- PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

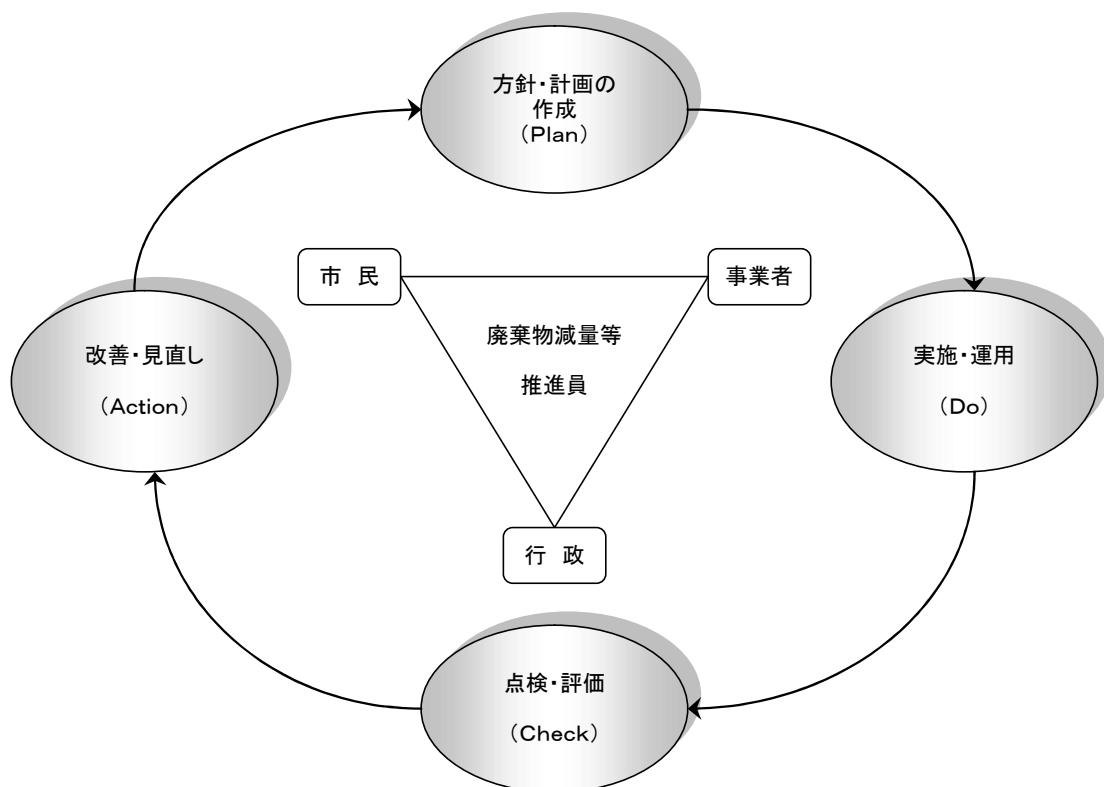


図 2-4-4 PDCAサイクル手法管理のイメージ

※PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルとは、①方針、計画の作成(Plan)、②その実施と運用(Do)、③点検(Check)、④改善、見直し(Action)という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。

(3) コスト管理の構築

各種施策を計画的かつ効果的に推進するためには、経営的視点に立った事前・事後の評価が不可欠です。

そのため、市民や事業者にとっての利便性、環境負荷、経費などを管理指標として調査を行い、廃棄物処理に関するコスト管理手法の研究・検討を進めます。

【基本的な取組】

- 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究

(4) 情報公開の推進

本市や組合に関する情報については、広報紙、SNS、ホームページなどを通じて積極的に発信し、透明性の高い情報公開を進めます。

併せて、計画の推進にあたり、市民から幅広く意見を募り、施策の検討に反映していきます。

【基本的な取組】

- 情報提供の充実と市民意見の広範な募集の継続

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

1 計画の基本的な考え方

本市では、公共下水道整備の推進により生活排水処理の充実に取り組んできました。今後も引き続き公共下水道の整備を進めるとともに、一般家庭や事業者に対して生活排水への関心を高め、水環境保全の重要性について啓発を強化していきます。

(1) 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は、公共下水道による処理を基本とし、公共下水道事業計画区域における整備・普及を着実に進めます。

一方、公共下水道事業計画区域外や、計画区域内であっても整備までに時間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を基本とし、生活雑排水処理の適正化を進めます。

(2) 適正かつ効率的な収集、処理体制の確保

公共下水道の整備の進展に伴い、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や性状に変化がみられています。こうした変化に対応し、適正な処理を継続していくため、維持管理の徹底を図り、必要な設備整備を進めます。

2 生活排水の数値目標

生活排水適正処理率〔(下水道人口+合併処理浄化槽人口)/計画処理区域内人口×100〕の現状と目標値を、以下に示します。

令和6年度の生活排水適正処理率の実績 : 90.9%

令和17年度の生活排水適正処理率(中間目標) : 91.5%

令和22年度の生活排水適正処理率(長期目標) : 91.9%

(将来的には生活排水適正処理率100%を目指します。)

第2節 生活排水処理事業の概況

1 現状の生活排水処理システム

(1) 現状の生活排水処理フロー

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水及びし尿は、下水道処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽及び未処理の各ルートを経て放流されています。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥、並びにし尿くみ取り便槽により収集されたし尿については、泉北環境整備施設組合第1事業所（以下「第1事業所」）に搬入し、処理しています。

現状の生活排水処理フローを図 3-2-1 に示します。

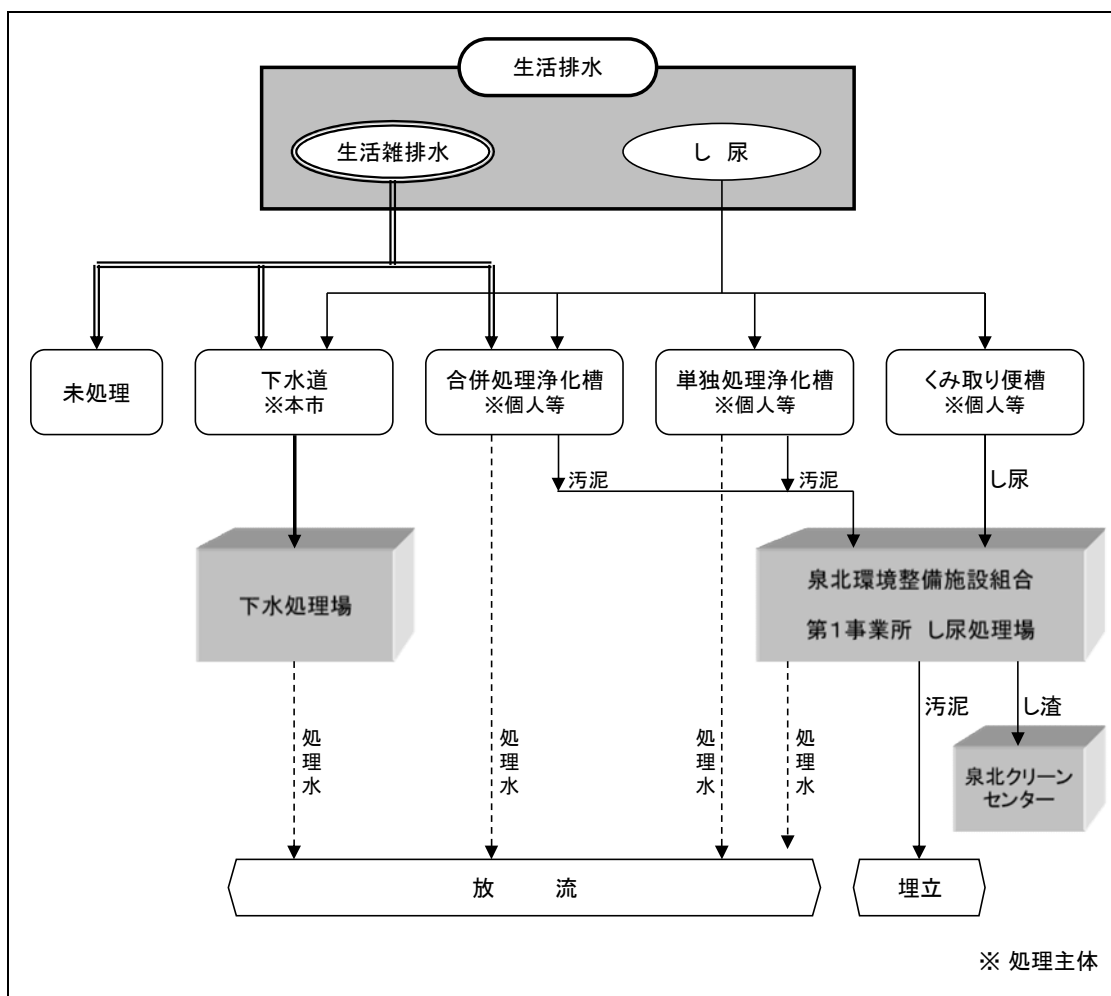


図 3-2-1 現状の生活排水処理フロー

(2) 生活排水排出システム

① 生活排水処理人口

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しています。

令和6年度末における生活排水適正処理率は90.9%（〔下水道人口＋合併処理浄化槽人口〕/計画処理区域内人口×100）となっています。

生活排水処理形態別人口の実績推移については、表3-2-1及び図3-2-2に示します。

表3-2-1 生活排水処理形態別人口の実績推移

単位:人

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	74,095	73,466	73,128	72,921	72,556
水洗化・生活雑排水処理人口	65,879	65,640	65,420	66,251	65,972
下水道人口	64,679	64,505	64,291	64,258	64,013
合併処理浄化槽人口	1,200	1,135	1,129	1,993	1,959
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	7,189	6,856	6,788	5,780	5,715
非水洗化人口	1,027	970	920	890	869
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率	88.9%	89.3%	89.5%	90.9%	90.9%

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

資料: 市データ

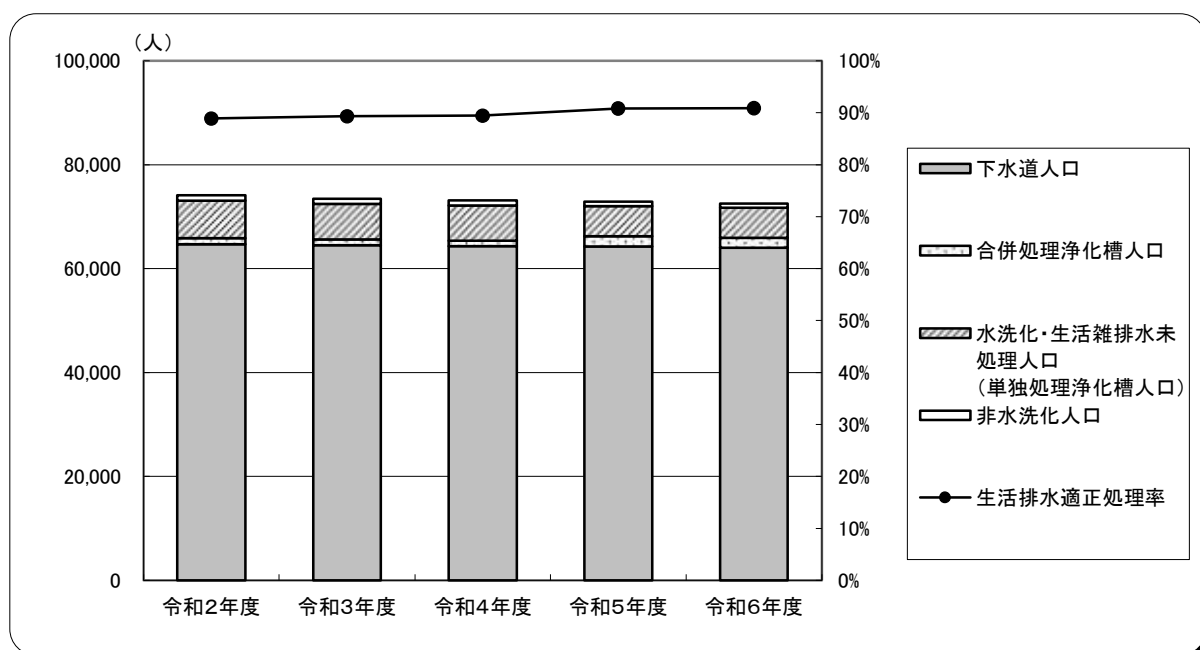


図3-2-2 生活排水処理形態別人口の実績推移

② し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿発生量及び浄化槽汚泥発生量は、過去5年間に於いて増減を繰り返していますが、令和2年度から令和6年度の間で、し尿発生量は約340kL、浄化槽汚泥発生量は約290kL減少しています。

また、し尿発生原単位及び浄化槽汚泥発生原単位についても、過去5年間で増減を繰り返しているものの、同期間において、し尿発生原単位は約0.11L/人日減少し、浄化槽汚泥発生原単位は約0.05L/人増加しています。

し尿・浄化槽汚泥発生量及び発生原単位の実績推移は、表3-2-2及び図3-2-3に示します。

表3-2-2 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

項目\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集人口 (人)	非水洗化人口	1,027	970	920	890	869
	浄化槽人口	8,389	7,991	7,917	7,773	7,674
発生量 (kL/年)	し尿発生量	1,986.2	1,733.7	1,845.7	1,745.4	1,646.0
	浄化槽汚泥発生量	5,260.5	5,294.4	4,909.6	4,704.2	4,968.0
	合計	7,246.7	7,028.1	6,755.3	6,449.6	6,614.0
年間日数(日)		365	365	365	366	365
原単位 (L/人日)	し尿発生原単位	5.30	4.90	5.50	5.36	5.19
	浄化槽汚泥発生原単位	1.72	1.82	1.70	1.65	1.77

注) 原単位: 発生量 ÷ 収集人口 ÷ 年間日数 × 1000

資料: 市データ、令和2～令和6年度 事業概要(泉北環境整備施設組合)

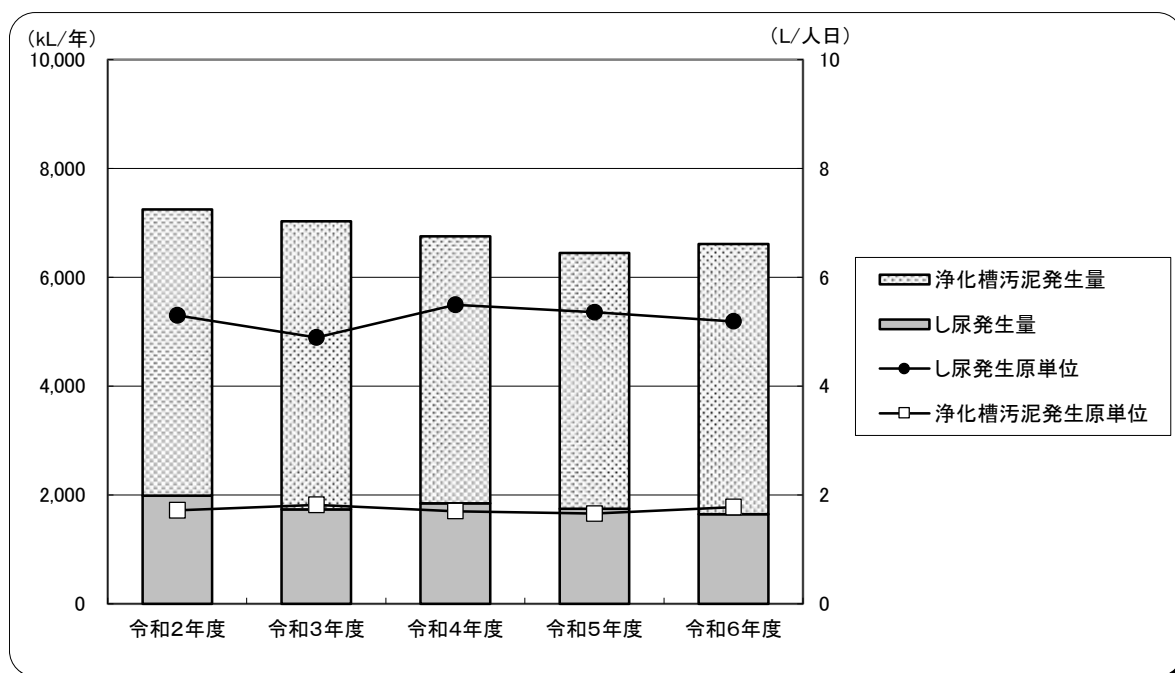


図3-2-3 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

(3) 生活排水中間処理システム

① 公共下水道

公共下水道の事業計画での処理面積は 1,220ha であり、令和6年度末現在の普及率は 97.3%、水洗化率は 90.8%となっています。

下水道計画の整備状況を表 3-2-3 に示します。

表 3-2-3 下水道計画の整備状況

項目		処理区		泉大津市	備考
				南大阪湾岸北部	
事業計画	計画面積	(ha)		1,220	
	計画人口	(人)		81,468	
整備状況	令和6年度末現在	行政人口	(人)	72,556	①
		整備面積	(ha)	948	
		整備人口	(人)	70,581	②
		処理人口	(人)	70,499	③
		水洗化人口	(人)	64,013	④
		普及率	(%)	97.3%	②÷①×100
		水洗化率	(%)	90.8%	④÷③×100

注) 水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 処理人口 × 100

資料: 市データ

② 合併処理浄化槽

下水道整備までに期間を要する区域における生活排水処理を推進するため、合併処理浄化槽の活用について周知・啓発を行うとともに、浄化槽の適正管理の重要性についても周知しています。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理

組合のし尿処理施設の概要は表 3-2-4 のとおりです。

くみ取り便槽からくみ取られた「し尿」及び単独処理浄化槽と合併処理浄化槽から発生する余剰汚泥等は、本市の許可業者が収集し、組合の第1事業所し尿処理場で処理しています。

また、第1事業所し尿処理場の処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は組合のごみ焼却処理施設で焼却処理しています。

表 3-2-4 し尿処理施設概要

施設名	第1事業所 し尿処理場	
	し尿処理施設	備 考
敷地面積	8,642.22㎡	平成9年12月: 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替)
建物面積	2,998.62㎡	平成18年3月: 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去するとともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造
竣工年月	昭和62年1月	平成20年3月: 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修 平成28年3月:
処理方法	低希釈高負荷酸化処理方式	トラックスケール設置 平成28年6月: 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託により、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥受入を開始
処理能力	200kL/日 (し尿125kL/日、浄化槽汚泥75kL/日)	令和5年3月: 一般廃棄物処理施設基本計画を策定

資料: 組合ホームページ

泉北環境整備施設組合では、第1事業所(し尿処理施設)の老朽化に伴い、施設の建築物、水槽等を活用し下水道放流に切り替えて「汚泥再生処理センター」にリニューアル(改造・改修)する事業を進めています。なお、令和9年度からは、希釈し本市管理の下水道に放流する予定です。

2 第5次計画の検証

第5次計画(生活排水)の施策内容、目標達成状況を表 3-2-5 に示します。

点検、評価については、次の5区分で評価を行いました。

◎: 計画どおり取り組んでいる。

○: おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△: 一部計画どおり取り組んでいるが、さらに継続していく必要がある。

×: 未達成

—: 計画の見直し、再検討を要する。

表 3-2-5 第 5 次計画の施策内容、目標達成状況

部門計画	項目	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1. 生活排水処理の数値目標		令和17年度の生活排水適正処理率の目標:89.3%	令和6年度末時点での生活排水適正処理率は、90.93%である。	評価 ○ 普及が進んでいるため
2. 自然環境への負荷の低減	(1)公共下水道の整備促進	河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進する。	令和6年度末時点での下水道普及率は、97.16%である。	評価 ○ 普及が進んでいるため
	(2)公共下水道への接続促進	生活排水適正処理率は現実的には約89%に留まる見込みであるものの、将来的には100%を目指す、長期目標としては89.3%を目指し、下水道処理区域内における下水道管渠の整備を終了した地区は、公共用水域の水施設保全を図るため下水道への早期接続を促進していく。	令和6年度末時点での下水道水洗化率は、90.80%	評価 ○ 水洗化が進んでいるため
	(3)浄化槽の整備及び維持管理の推進	合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を管理者に周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても、関係機関と調整のうえ検討していく。また、生活排水適正処理率の目標達成を目指し、下水道整備に期間を要する地域においては、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を呼びかけていく。	合併処理浄化槽の活用の普及・啓発を行っている。	評価 ○ 普及・啓発を行っているため
	(4)生活排水対策の広報、啓発	家庭や事業所等から排出される生活排水の適正処理に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用して市民・事業者等に提供する。 また、一般家庭、事業者等でできる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発を行う。	広報等を通じて啓発に努めている。	評価 ○ 啓発を行っているため
3. し尿(汲み取るべきし尿)・浄化槽汚泥の処理計画	(1)排出抑制計画	公共下水道整備の推進により、し尿や浄化槽汚泥の抑制に努める。	公共下水道の整備がほぼ済み済みであり、し尿発生量や浄化槽汚泥発生量も減少している。	評価 ○ 普及が進んでいるため
	(2)収集・運搬計画	し尿や浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行どおり許可業者が実施する。し尿の収集・運搬は、公共下水道整備の完了後であっても、建設現場での仮設便所の臨時収集が存在するものの、し尿発生量の大幅な減少が予測される。収集運搬業務の規模縮小に応じて、許可業者による収集から市の委託業務への転換の検討や災害時の収集運搬についての対応を考え、安定した効率的な収集運搬体制の確立を図る。	効率的な収集運搬体制を検討している。	評価:○ 効率的な体制を検討しているため
	(3)中間処理計画	収集したし尿・浄化槽汚泥は、第1事業所し尿処理場へ搬入し、適切な水質に浄化し、公共用水域へ放流する。また、処理施設については、施設の老朽化や、処理量の減少を見通した適正な維持管理を実施し、延命化を図っていく。	組合による施設の適正な維持管理が行われており、今後の処理量減少への対応について検討が進められている。また、第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでおり、効果的な整備による施設の安全性・信頼性の向上を図るため、既存施設の大規模改修として資源化設備を有する汚泥再生処理センターへのリニューアルを実施している。	評価:○ 適正に実施しているため
	(4)最終処分計画	家庭や事業所等から排出される生活排水の適正処理に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用して市民・事業者等に提供する。	広報等を通じて啓発に努めている。	評価:○ 啓発を行っているため

3 現状の生活排水処理システムに係る課題

(1) 生活排水排出システム

① 生活雑排水の適正処理

くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している住宅・事業所等では、生活雑排水がほぼ未処理のまま放流されている状況です。

このため、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を維持するためにも、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活排水の適正処理を推進していく必要があります。

また、浄化槽の適正な維持管理を確保するため、広報等による市民周知に加え、保健所との連携が重要となります。

② 収集体制の検討

公共下水道の普及がさらに進むことで、し尿・浄化槽汚泥の搬入量は今後減少が見込まれます。

このため、収集車両や人員配置など、収集体制全体の見直しが必要となります。

(2) 中間処理生活排水システム

① し尿処理施設の老朽化

第1事業所し尿処理場の老朽化が進んでいることや、今後も搬入量が減少する見込みであることから、令和7年度より汚泥再生処理センターへのリニューアル更新を実施しています（令和9年度末完成予定）。

(3) その他

① 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、浄化槽法第7条に基づき行われる初回検査で設置状況や設備の稼働状況、水質などを検査します。その後、浄化槽法第10条で、定期的な保守点検及び1回/年の清掃を浄化槽管理者の義務としています。さらに、浄化槽法11条に基づき、保守点検、清掃の実施状況を含め、浄化槽の機能が正常に維持されているかの検査の実施が必要です。

機能低下により周辺環境へ悪影響を及ぼすことを防ぐため、保守点検や清掃業者等と連携し、維持管理の実施状況を把握するとともに、広報等を活用して適正に維持管理が行われていない浄化槽への対応を進める必要があります。

第3節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測

1 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示します。

表 3-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

単位:人

項目\年度	実 績		予 測		
	令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
計画処理区域内人口	74,095	72,556	69,953	67,538	64,846
水洗化・生活雑排水処理人口	65,879	65,972	63,760	61,812	59,591
下水道人口	64,679	64,013	61,917	60,108	58,027
合併処理浄化槽人口	1,200	1,959	1,843	1,704	1,564
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	7,189	5,715	5,376	4,971	4,562
非水洗化人口	1,027	869	817	755	693
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率	88.9%	90.9%	91.1%	91.5%	91.9%

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

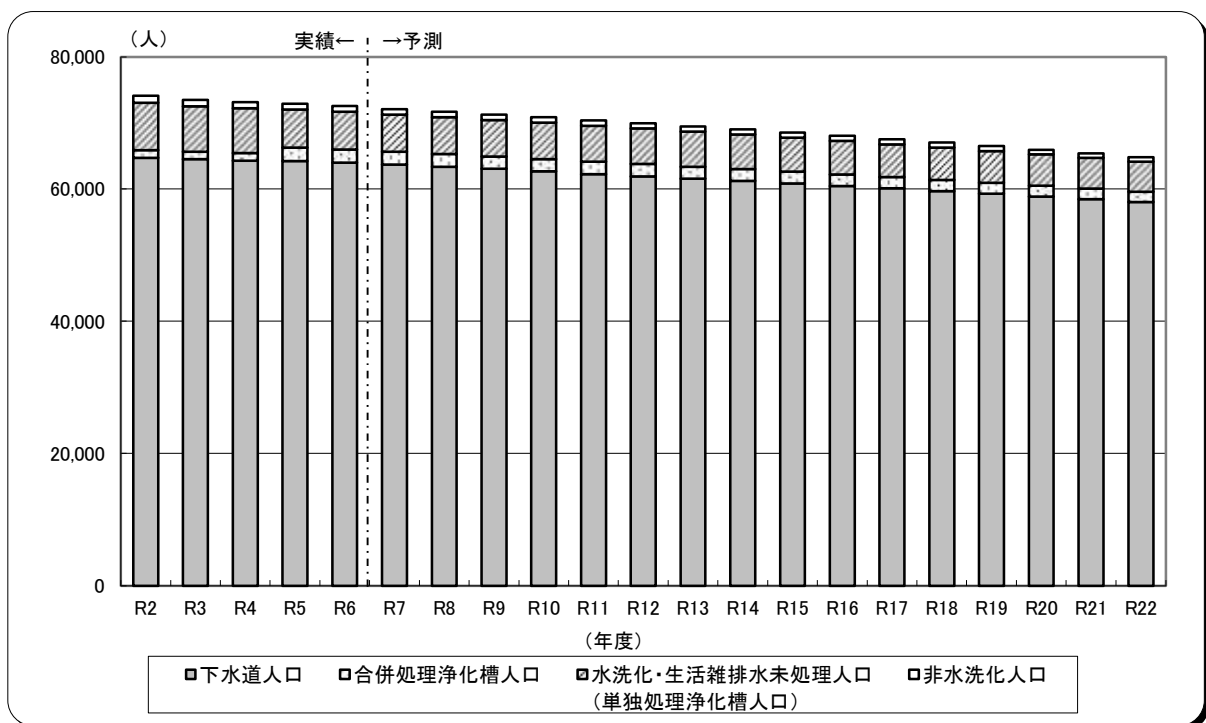


図 3-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

2 し尿・汚泥発生量の将来予測

し尿・汚泥発生量の将来予測結果を図 3-3-2 に示します。

将来予測にあたっては、過去 5 年間のうち直近である令和 6 年度実績のし尿発生原単位 (5.19 L/人日) 及び汚泥発生原単位 (1.77 L/人日) で令和 7 年度以降も継続すると仮定しました。

し尿発生量は、し尿発生原単位に非水洗化人口および年間日数を乗じて算出しています。

また、汚泥発生量についても同様に、汚泥発生原単位に単独処理浄化槽人口・合併処理浄化槽人口および年間日数を乗じて算出しました。

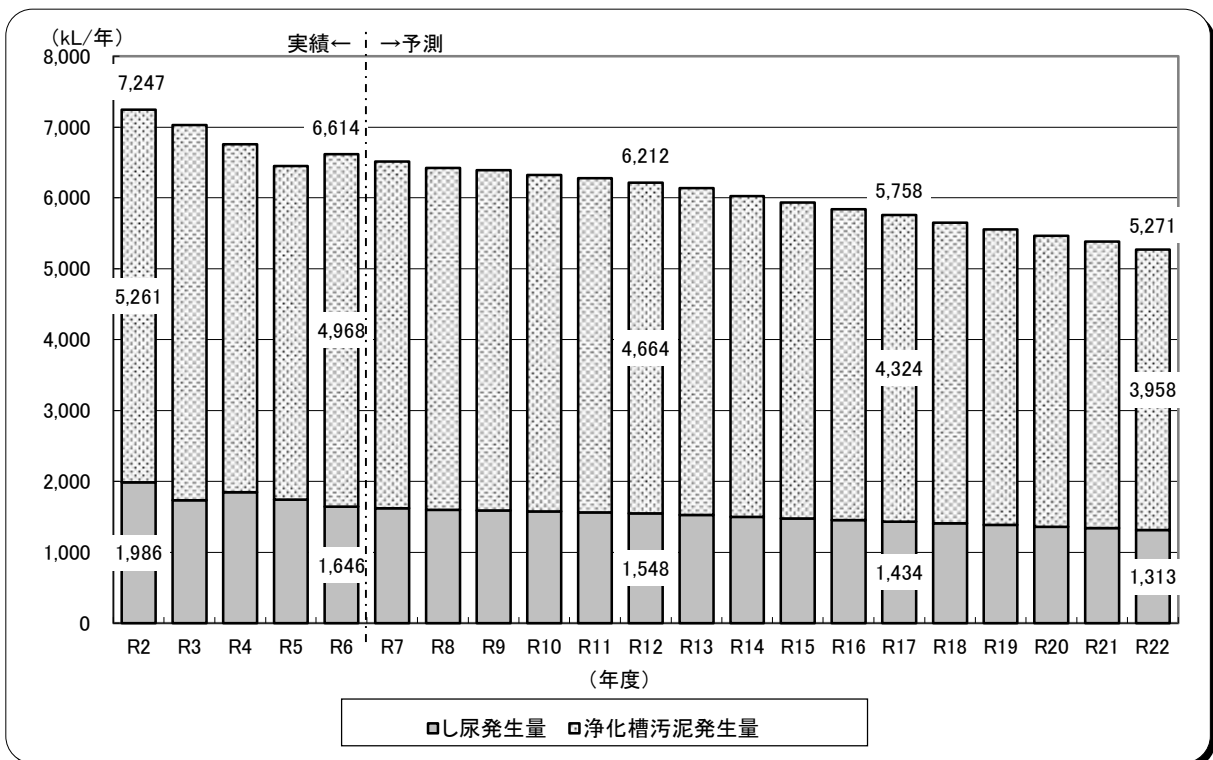
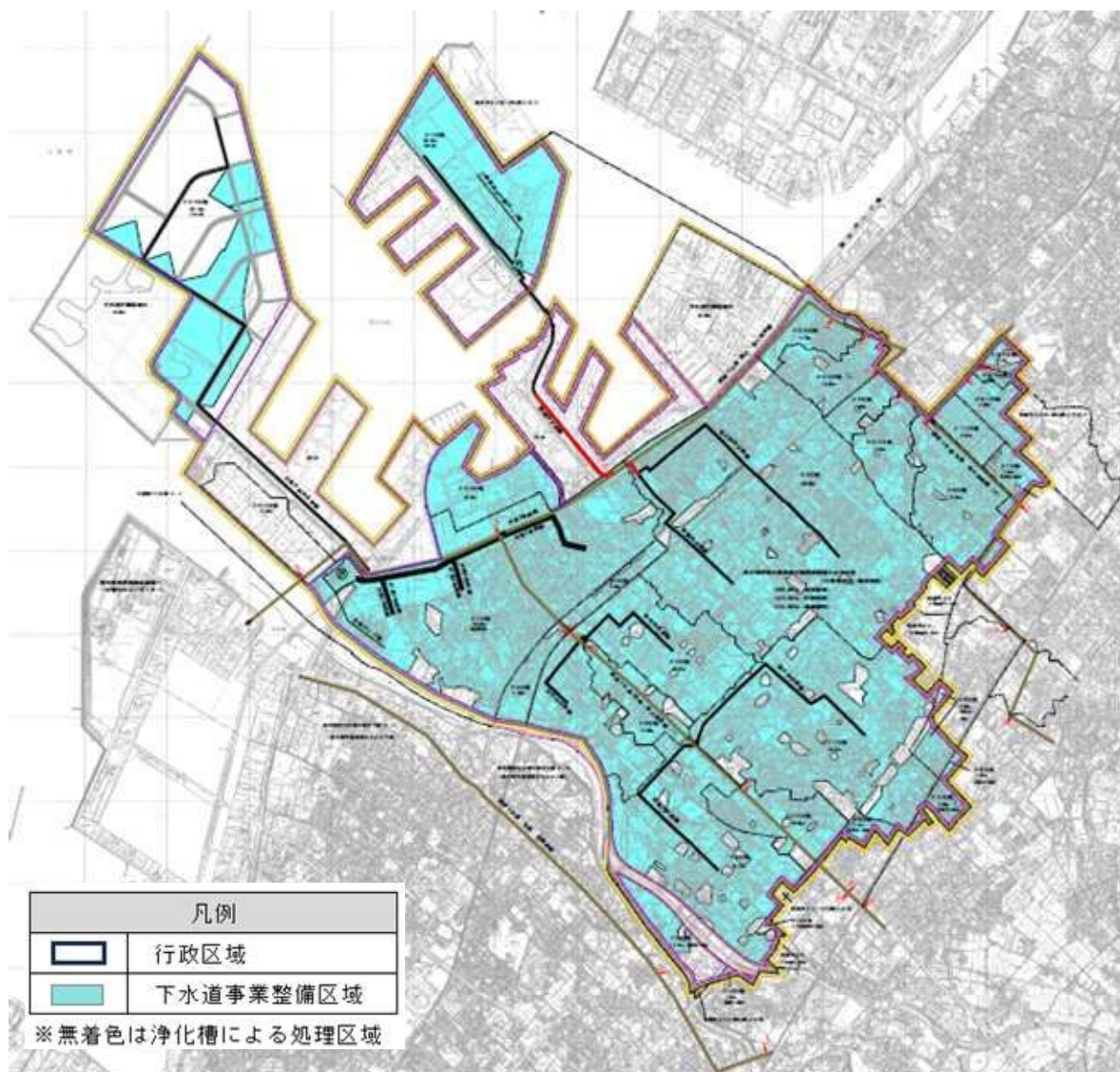


図 3-3-2 し尿・汚泥発生量の将来予測結果

第4節 生活排水処理の基本施策

1 自然環境への負荷の低減

本市の生活排水処理計画図を図 3-4-1 に示します。



出典：「泉大津市公共下水道計画図（汚水）」より編集

図 3-4-1 生活排水処理計画図

(1) 公共下水道への接続促進

生活排水適正処理率は、現状では約 91%にとどまる見込みであるものの、将来的には 100%を目指します。当面の長期目標としては 91.9%を設定し、下水道処理区域内で管渠整備が完了した地区はもとより、新たに整備した地区における早期の下水道接続を促進していきます。

(2) 浄化槽の整備及び維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、管理者に対して正しい知識と適正な維持管理の重要性を周知するとともに、適正な維持管理を確保するための仕組みづくりについて、関係機関と連携しながら検討を進めます。

また、生活排水適正処理率の目標達成に向け、下水道整備に期間を要する地域では、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

(3) 生活排水対策の広報・啓発

家庭や事業所などから排出される生活排水の適正処理に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用して市民や事業者提供します。

併せて、一般家庭や事業者に対し、発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発を行い、適正処理の促進を図ります。

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 排出抑制計画

公共下水道の整備を推進し、し尿・浄化槽汚泥の排出抑制に努めます。

(2) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、引き続き許可業者が実施します。公共下水道の整備完了後も、建設現場の仮設便所に係る臨時収集は存続しますが、し尿発生量は大幅に減少する見込みです。このため、収集運搬業務の規模縮小に対応し、許可業者による収集から市による委託業務への転換の検討や、災害時の収集運搬体制の確保など、安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築を図ります。

(3) 中間処理計画

収集したし尿・浄化槽汚泥は、第1事業所し尿処理場に搬入し、適切に浄化処理を行ったうえで公共用水域へ放流します。

令和9年度より汚泥再生処理センターにリニューアルし、収集したし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで希釈後、本市管理の下水道に放流します。

(4) 最終処分計画

第1事業所し尿処理場における処理過程で発生する脱水汚泥は、埋立処分を行います。また、し渣については、組合のごみ焼却施設に搬入し、焼却処理を実施します。

3 緊急時の生活排水処理

生活排水処理における緊急時の対応については、第2章第4節「ごみ処理の基本目標と基本施策」で示した緊急時のごみ処理対策と同様の考え方にに基づき、以下のとおり対応します。

(1) 災害対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも示されたとおり、大規模地震は広範囲に甚大な被害をもたらし、ライフラインや交通の途絶など、社会に与える影響は風水害等の災害と比較しても大きいものがあります。下水道管や浄化槽の損傷により発生するし尿・汚泥量も多量となり、交通途絶等とあわせて、平常時と同様の収集・処理が困難となります。

また、大規模風水害が発生した場合においても、一時的に大量のし尿・汚泥が発生し、道路の通行不能等により通常の収集・運搬が困難となることから、災害への的確な対応策を検討・準備しておく必要があります。

さらに、起こりうる災害に備え、災害廃棄物処理計画を最新の情報に基づき随時見直すとともに、計画的・継続的な職員研修の実施を検討します。

【基本的な取組】

- 大阪府泉州地域の各市町等との相互支援体制の維持
- 災害時における対策及び職員研修の実施の検討
- 災害時における収集運搬計画の充実

(2) 緊急時の対策

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を強化するとともに、下水道施設等の耐震化や災害時に必要となる設備・機材の確保を進め、生活排水に係る緊急時の対策と体制整備を行います。

【基本的な取組】

- 生活排水処理施設の防災体制の整備

(3) 災害時の的確かつ迅速な対応

「泉大津市地域防災計画」及び「泉大津市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時の生活排水処理について、的確かつ迅速な対応を図ります。

【基本的な取組】

- 広域的連携の強化
- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

(4) 環境に配慮した復旧

市民生活の早期平常化や都市機能の速やかな回復を目的として、生活排水処理等を環境に配慮しつつ、効率的に実施します。

【基本的な取組】

- 生活環境に配慮した災害時の生活排水の処理